

4章 誘導区域

立地適正化計画では、以下の定義に基づき、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を定めます。

居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

また、本市は、居住地となる平地が少ない一方、豪雨をはじめ災害が多い土地柄であり、居住の誘導に際して、通常の居住誘導区域とともに、居住に際して災害への危険性を住民に特に周知し、住まう地域のことをより知って避難などに活かしていけるよう、本市の独自の区域として、居住誘導区域内に「減災促進区域」を設けます。

【誘導区域の指定による効果】

誘導区域を指定することで、以下のような効果が期待されます。

居住誘導区域の指定による効果

- ・ 居住誘導区域外で住宅開発や建築行為等を行おうとする場合には、市への届出が必要になり、届出に対して、区域内誘導のための協議や支援施策に関する情報提供をすることができます。
- ・ その他、国の補助制度を活用した区域内での公共施設整備等を進めることができます。

⇒災害不安の少ない、より安全な地域への居住誘導

都市機能誘導区域の指定による効果

- ・ 別途定める誘導施設の区域外での建築・開発や、区域内の既存施設の休廃止・転出に際して、市への届出が必要になり、届出に対して、区域内誘導のための施策に関する情報提供や開発行為の規模の縮小・中止等を勧告することができます。

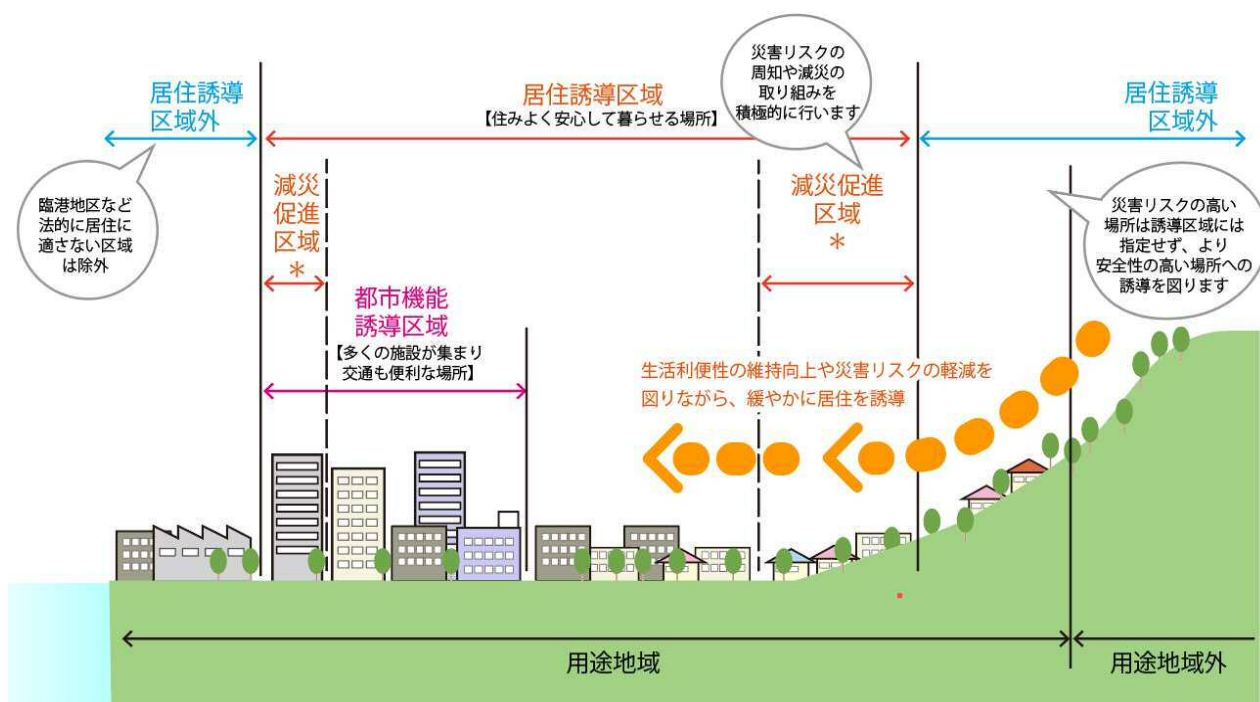
⇒誘導施設の立地誘導、転出抑制

*いずれも区域外での施設や住宅の建設を禁止するものではなく、既存の施設・住宅の継続的な立地を制限するものでもありません。

誘導区域の概要

居住誘導区域	
	人口減少下においても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように一定の人口密度が保たれた、居住を誘導する安全で暮らしやすい区域
減災促進区域*	居住を誘導する区域ですが、同時に災害リスクの周知をはじめ、減災の取組を積極的に進める区域
都市機能誘導区域	都市全体における高度な都市機能（医療、福祉、商業等）を都市の中心拠点に誘導・集積し、都市サービスを効率的に提供する区域

*減災促進区域は本市が独自設定する区域



*印は本市で独自設定するものです。

1. 居住誘導区域

1) 居住誘導区域の指定方針

まちづくりの方針等を踏まえ、居住誘導区域は以下の考え方に従って定めていきます。

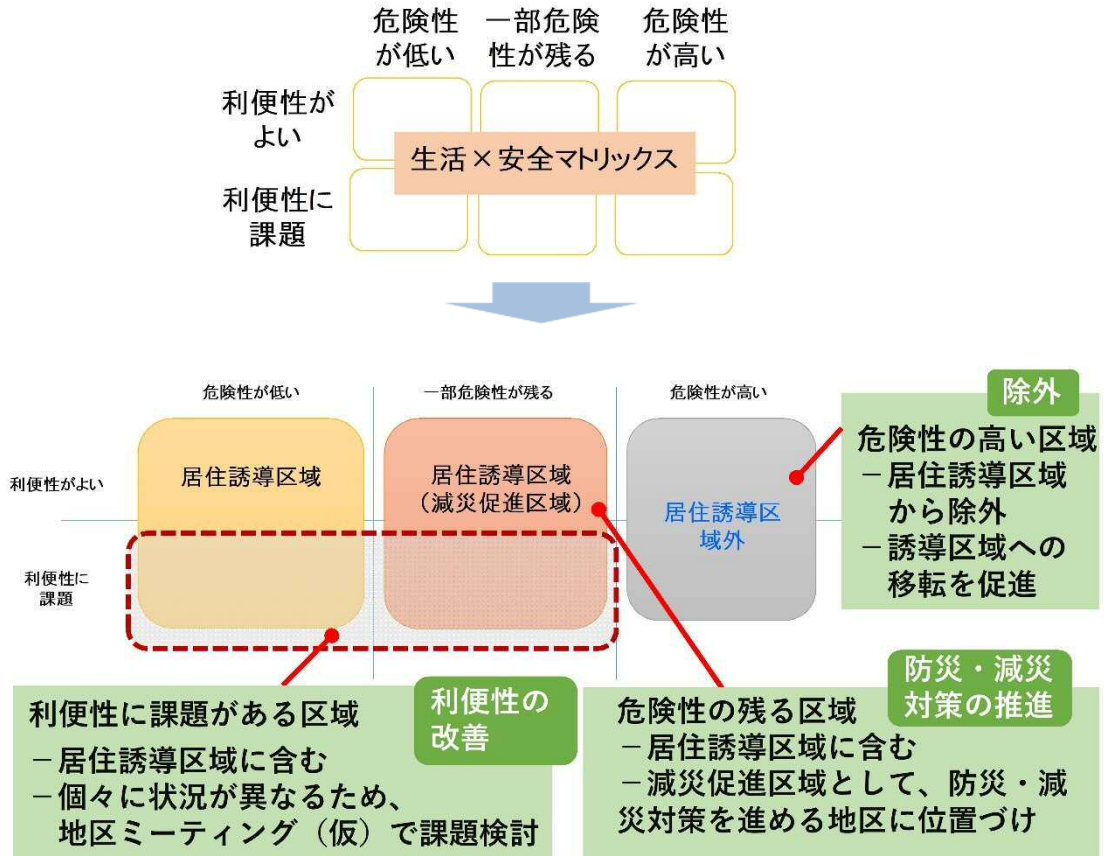
■居住誘導区域の指定方針

居住誘導区域は、島内の限られた市街地の中で、安全、安心、快適な居住環境として形成していくことが可能な範囲を指定します。これにより、拠点周辺で利便性の高い居住空間を形成するとともに、危険性の高い箇所の市街化や、市街地周辺部の無計画な開発を抑制します。

ただし、今後の良好な住環境整備の必要性やこれまでの市街地形成の経緯等を踏まえると、コンパクトな市街地形成がなされていることから、極力誘導区域の面積を確保する方針で区域設定を行いません。

■指定にあたっての考え方

現行の用途地域を、生活利便性／安全性 の2つの観点から分析し、以下のマトリックスに基づき判断していきます。



- 危険性が高い場所は、利便性の良否に係らず、居住誘導区域外とします。
- 危険性が高い場所以外で利便性に課題のある場所は、居住誘導区域に含めたうえで、今後、地区ミーティング（仮）において、地区別での課題解決に継続して取り組んでいくこととします。
- 一部危険性が残る場所は、居住誘導区域（減災促進区域）に位置づけます。
かつ利便性に課題がある場所は減災促進区域に位置つけたうえで、上述のとおり、地区ミーティング（仮）で課題解決に取り組みます。

2) 居住誘導区域の指定手順

- 居住誘導区域は、用途地域内に指定することを前提とし、都市計画運用指針の考え方等を踏まえ、以下の手順で設定します。

生活利便性	<p>生活利便性が確保される区域として、拠点や公共交通、店舗等への容易なアクセスが可能な以下の範囲を対象。</p> <p><u>生活利便性が確保されるエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 幹線的なバス路線のバス停から近い（300m圏内） もしくは■ 店舗（スーパー・コンビニエンスストア）が徒歩圏（800m圏内）（コミュニティの観点から町丁目単位で設定。部分的に対象なら区域内とします。） <p>※その他施設分布や将来人口分布は抽出の条件とはしませんが、検討過程において状況を確認しており、今後の地区ごとの検討の材料として取りまとめます。</p>
--------------	---



安全性	<p>「都市計画運用指針」に基づき以下のような区域を、危険性が高いエリア、一部危険性が残るエリアとして位置づけ。</p> <p><u>危険性が高いエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 居住誘導区域に含まない区域（農用地区域、自然公園特別地域等）■ 原則居住誘導区域に含まないこととすべき区域（土砂災害特別警戒区域等）■ その他 <p><u>一部危険性が残るエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 総合的に勘案すべき区域（土砂災害警戒区域、津波浸水区域等）
------------	--

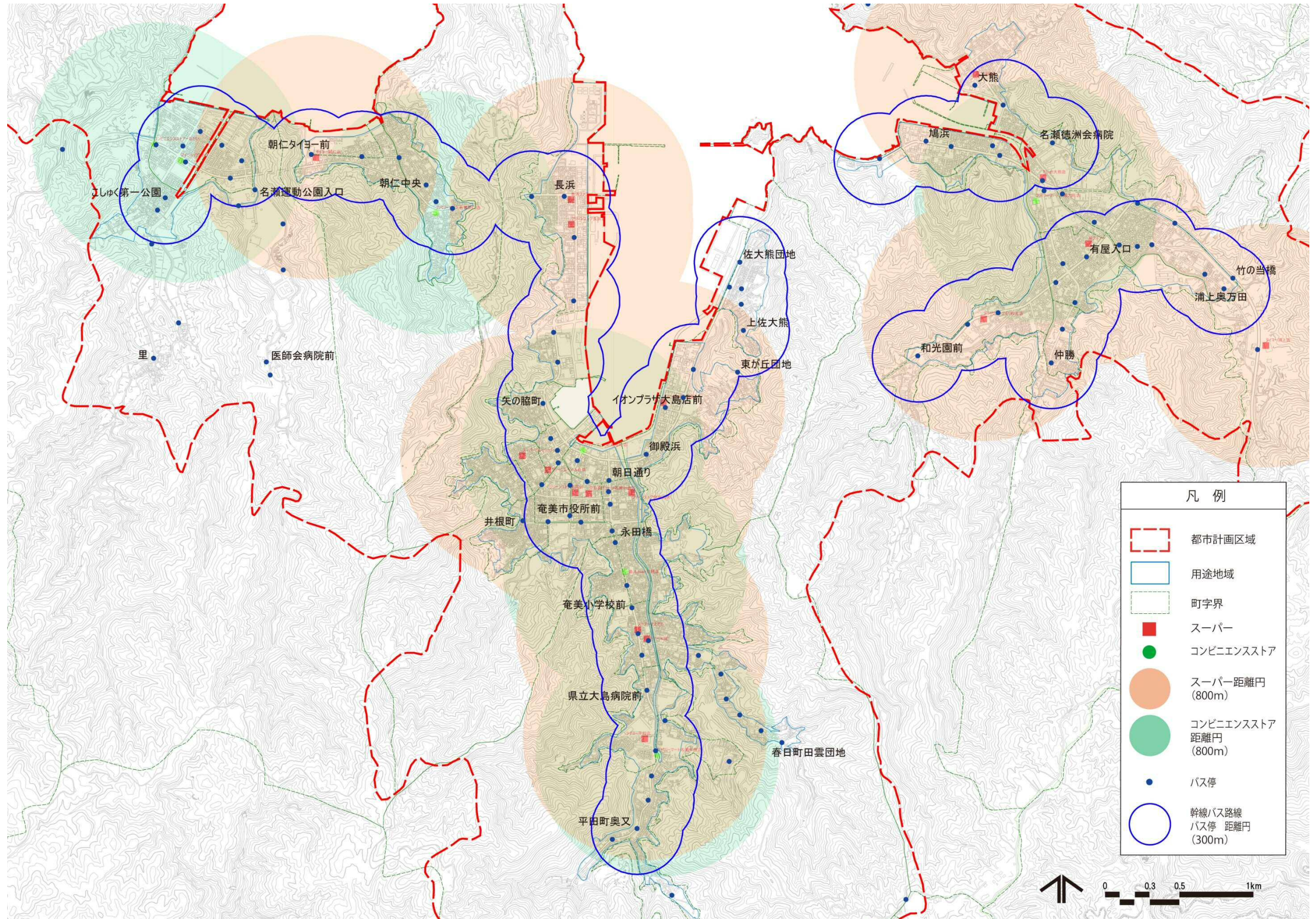


誘導区域の指定
<ul style="list-style-type: none">○ 町丁目単位で見ると、すべての地区で、バスもしくは店舗へのアクセスが可能であり、生活利便性に著しく劣る地区はないため、原則、<u>用途地域内のすべての地区を居住誘導区域</u>とします。○ ただし、<u>危険性が高いエリアは除外、一部危険性が残るエリアは減災促進区域</u>とします。○ さらに、各地区内には、例えばバスにはアクセス可能だが店舗はないなど、十分に利便性が確保できているとは言い切れない場所もあります。 そのため、<u>今後、地区ミーティング（仮）等を実施</u>し、住民目線で課題を捉え、地域のコミュニティ等も活かしながら、まちづくりの取り組みを進め、利便性の改善等に努めていきます。

生活利便性

生活利便性が確保される区域として、拠点や公共交通、店舗等への容易なアクセスが可能な以下の範囲を対象

生活利便性が確保されるエリア：■幹線的なバス路線のバス停から近い（300m圏内） もしくは ■店舗（スーパー・コンビニエンスストア）が徒歩圏（800m圏内）



安全性	<p>「都市計画運用指針」に基づき以下のような区域を、危険性が高いエリア、一部危険性が残るエリアとして位置づけ。</p> <p><u>危険性が高いエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 居住誘導区域に含まない区域（農用地区域、自然公園特別地域等） ■ 原則居住誘導区域に含まないこととすべき区域（土砂災害特別警戒区域等） ■ その他 <p><u>一部危険性が残るエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的に勘案すべき区域（土砂災害警戒区域、津波浸水区域等）
------------	--

災害や土地利用の状況および都市計画運用指針等の記載内容を踏まえ、以下のように整理します。

都市計画運用指針	区域名	本市での指定状況	本市での対応方針	
居住誘導区域に含まない・原則含まない	農用地区域、自然公園特別地域、保安林	用途地域内に指定なし	危険性が高いエリア	居住誘導区域から除外
	急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）	用途地域内（境界付近）に指定		
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	用途地域内（境界付近）に指定		
	地すべり防止区域、砂防指定地	用途地域内（境界付近）に指定		
総合的に勘案すべき	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	用途地域内に相当程度指定	一部危険性が残るエリア	居住誘導区域に含む
	調査等により判明した災害の発生のおそれのある区域	過去の浸水被害箇所が用途地域内に存在		
	津波浸水想定における浸水の区域	用途地域内（沿岸部）に存在		
慎重に判断を行うことが望ましい区域	住宅の建築が制限されている区域	臨港地区が用途地域内（沿岸部）に存在	居住に適さないエリア	居住誘導区域から除外
	特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	住宅の建築が制限されている区域はなし		
	過去に住宅地化を進めたものの空地等が散在している区域であって人口等の将来見通しを勘案して誘導を図るべきでないとし市町村が判断する区域	検討過程において将来人口分布を確認	個別検討 （検討の結果、区域に含むこととした上で、今後の地区ごとの検討材料として情報を取りまとめ）	居住誘導区域に含む
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域	小浜町の工業地域について確認	個別検討 （次頁参照）	

※一部、津波災害警戒区域など本市に指定のないものは表から除いています

*総合的に勘案すべき地域についての考え方⇒「居住誘導区域（減災促進区域）」の設定

- 土砂災害警戒区域等については、市街地中心部を含め、広い範囲に指定されており、これらを除外することで市街地として成り立たなくなるおそれがあります。
- 一方で東日本大震災や豪雨災害等により、近年、災害リスクへの注目が高まっています。

このため、立地適正化計画をコンパクト化とともに災害の起きにくい場所に誘導する計画として位置づけ、これら地域を居住誘導区域に含めた上で、災害へのリスクを住民に認識いただき、防災・減災の取り組みを進める区域として、「**居住誘導区域（減災促進区域）**」を独自区域として設定します。

減災促進区域として設定する範囲

：土砂災害警戒区域、過去の浸水被害箇所、津波浸水想定区域（浸水深 2m以上）

*慎重に判断を行うことが望ましい区域（小浜地区）について⇒**居住誘導区域に含む**
 （「工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域」）

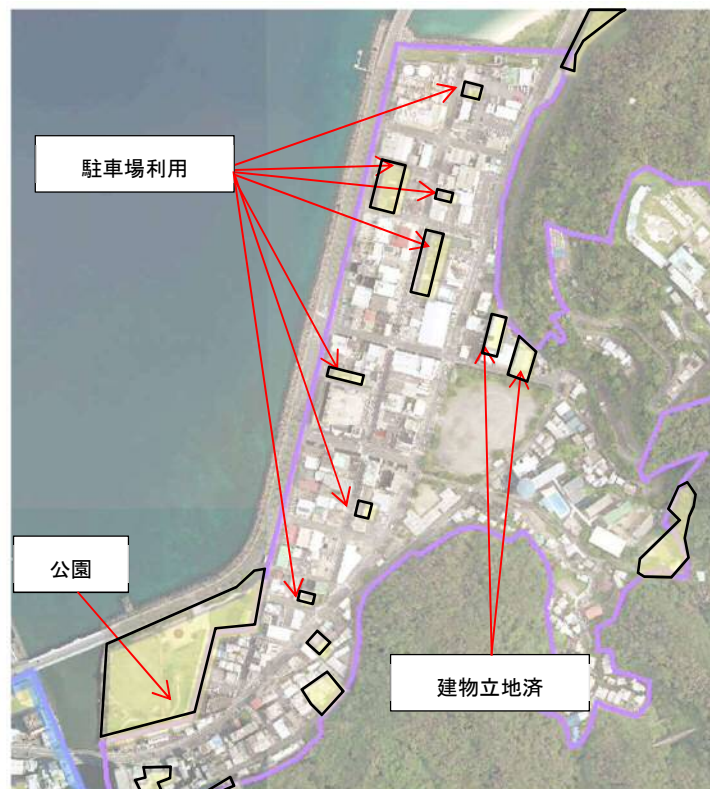
- 本市の工業地域は左下図の箇所（図中水色の範囲）に指定されています。
- 土地利用の状況は一部空地がみられますが、駐車場等として実効的に利用されている土地がほとんどであり、土地利用の需要はあるものと考えられます。
- また工業用途地域ではありますが、工場のほか、大規模商業施設や業務施設、住宅も分布しており、工場に純化した土地利用とはなっていません。

このため、工業系用途地域ではありますが、住居等の誘導を進める場所として**居住誘導区域に含む**こととします。

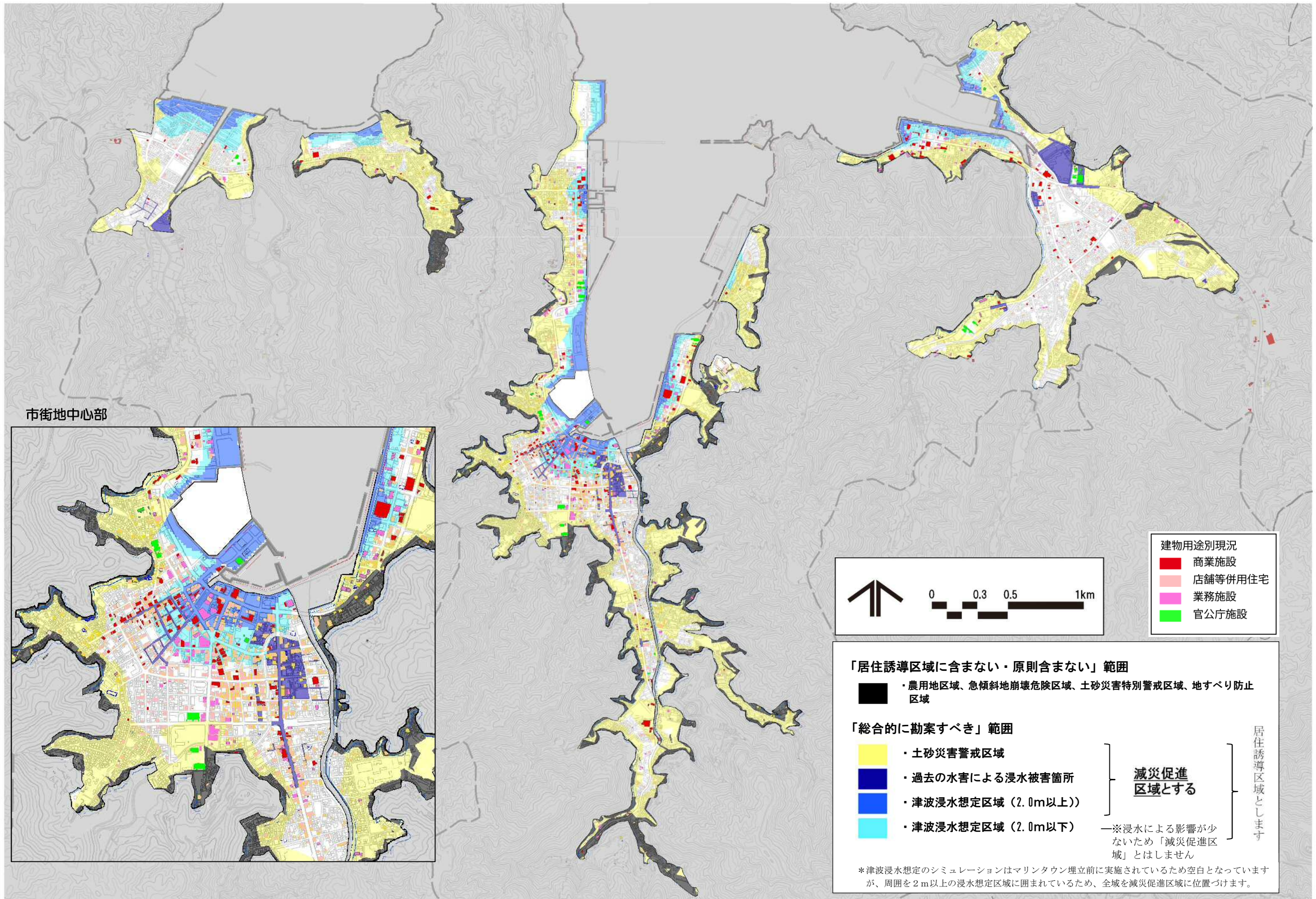
建物用途



空地分布（黄色が空地）



「居住誘導区域に含まない・原則含まない」「総合的に勘案すべき」区域の範囲



2. 都市機能誘導区域

1) 都市機能誘導区域の指定方針

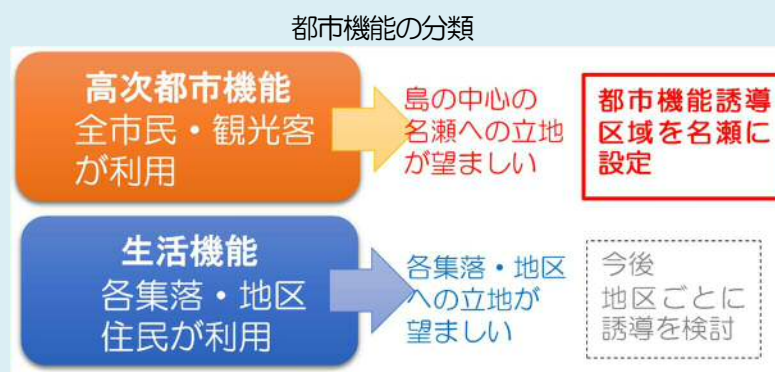
まちづくりの方針等を踏まえ、都市機能誘導区域およびその前提となる都市機能の考え方を以下の通り整理します。

■都市機能の分類

都市機能は、行政、医療、福祉、商業、観光等様々な分野の施設があるとともに、日常的に利用する身近な生活機能、高頻度では利用しないが必要な高次都市機能など、そのレベルも異なります。

本計画では、それらのうち、まず高次都市機能を計画に位置づけることとします。

その他の生活機能については、各地区への立地が望まれることから、今後、地区ごとに誘導を検討することとし、現時点では計画に位置づけないこととします。



■都市機能誘導区域の指定方針

人口減少とともに都市機能に対する需要が低下する今後も、引き続き機能を島内で維持する必要があるため、郡都名瀬に高次都市機能を集約することを目指し、都市機能誘導区域は名瀬1か所に設定します。

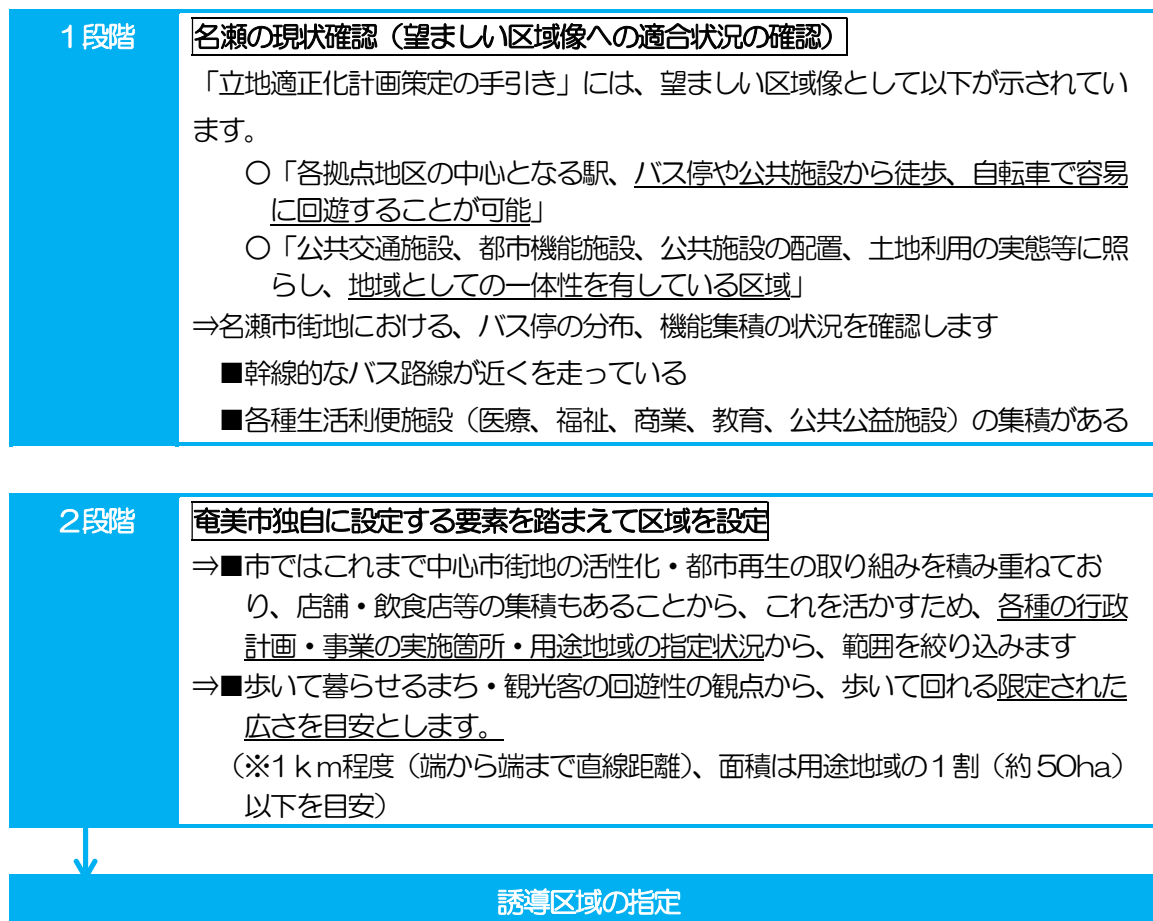
名瀬では、これまで様々な活性化の取り組み等を進めており、すでに主要な都市機能が集まり、かつ市内各地からの公共交通アクセスも便利なことから、都市機能誘導区域を設定し、「生活に必要なサービス機能」と「来訪者が街を楽しむ機能」をあわせ持ち、周辺とつながり、居心地がよく歩きたくなるまちなかとして、人・もの・ことが集まってにぎわいや楽しさが持続的に得られる拠点を目指します。

また、名瀬以外での都市機能誘導区域は、上記の生活機能を今後検討する際に、誘導方策として必要な場合、設定を検討していくこととします。

■指定にあたっての考え方

- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に指定することを前提としたうえで、立地適正化計画策定の手引きにおける「望ましい区域像」などの考え方を踏まえ、以下の手順で設定します。

指定方針に基づき、名瀬の中心拠点に区域を指定することとしますが、第一段階において、名瀬中心拠点が都市機能誘導区域として望ましい状況にあるかを確認します。そして第二段階でこれまでの集積等を踏まえ、具体的に区域を絞り込んでいきます。



1段階

名瀬における現状確認（望ましい区域像への適合状況の確認）

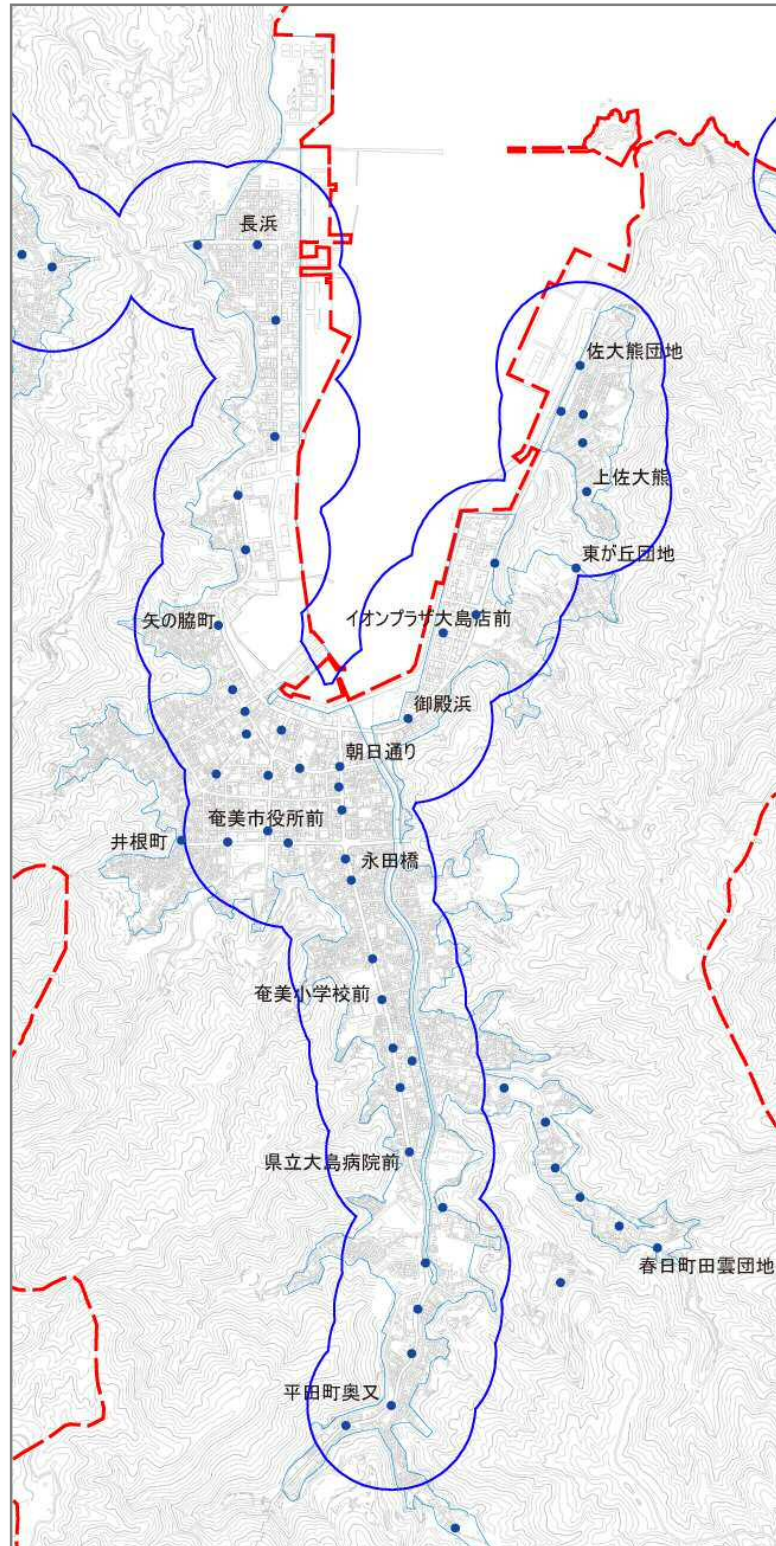
■幹線的なバス路線が近くを走っている

■各種生活利便施設（医療、福祉、商業、教育、公共公益施設）の集積がある

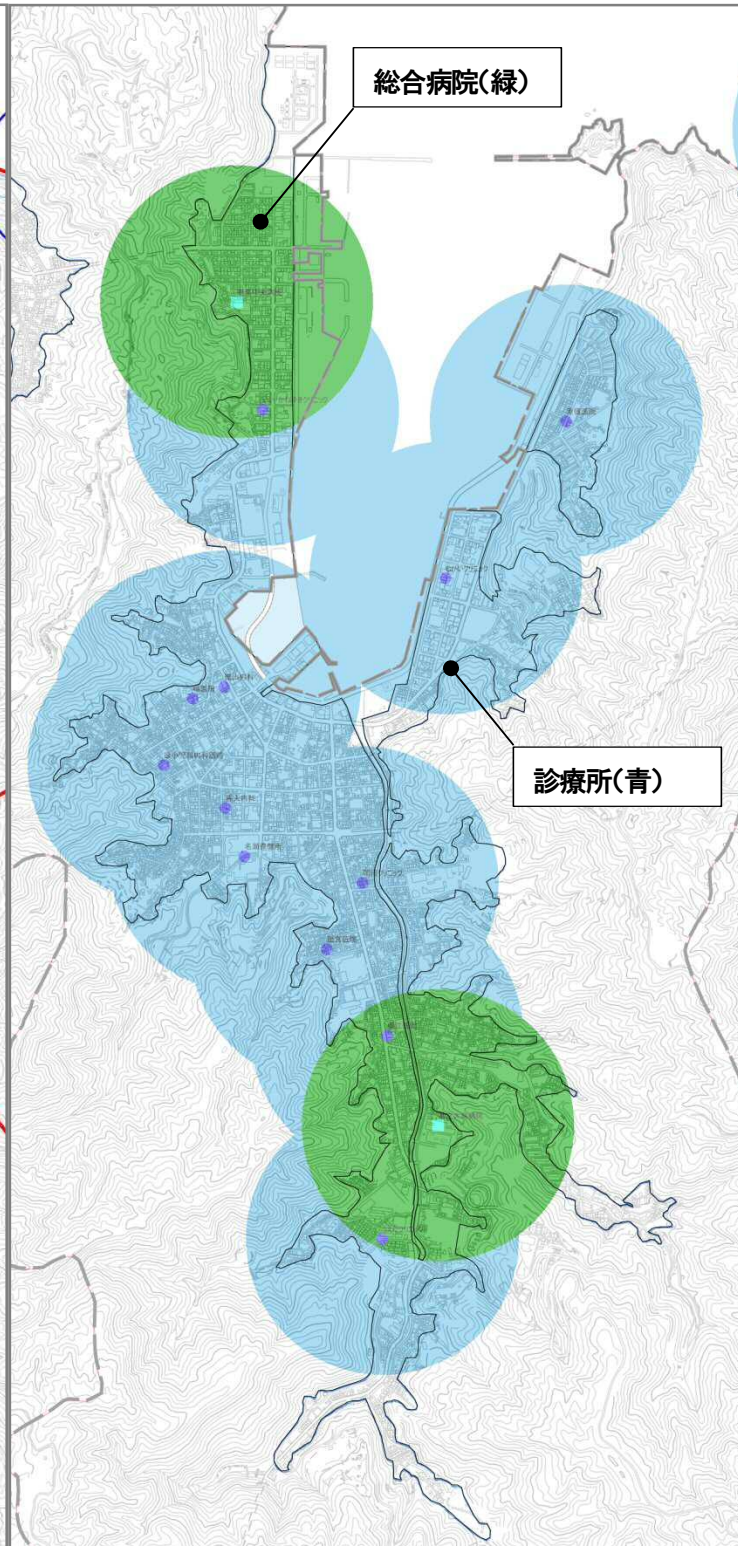
⇒以下図より、名瀬の市街地の大半は複数の施設へのアクセスが可能であるとともに、幹線公共交通の距離圏に入ることが確認できます

公共交通

（片道30本/日以上バス停から300m圏）

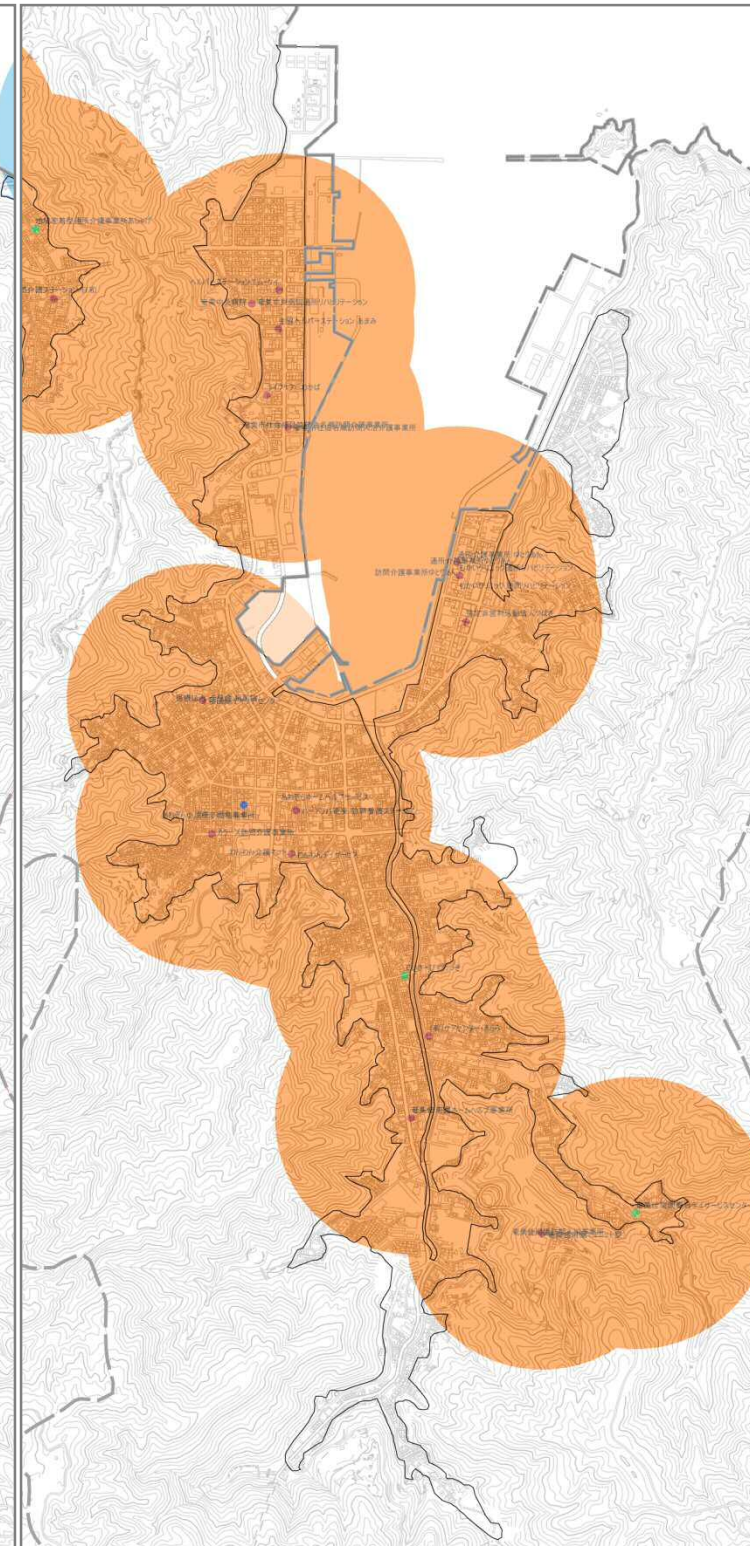


医療施設分布（500m圏）

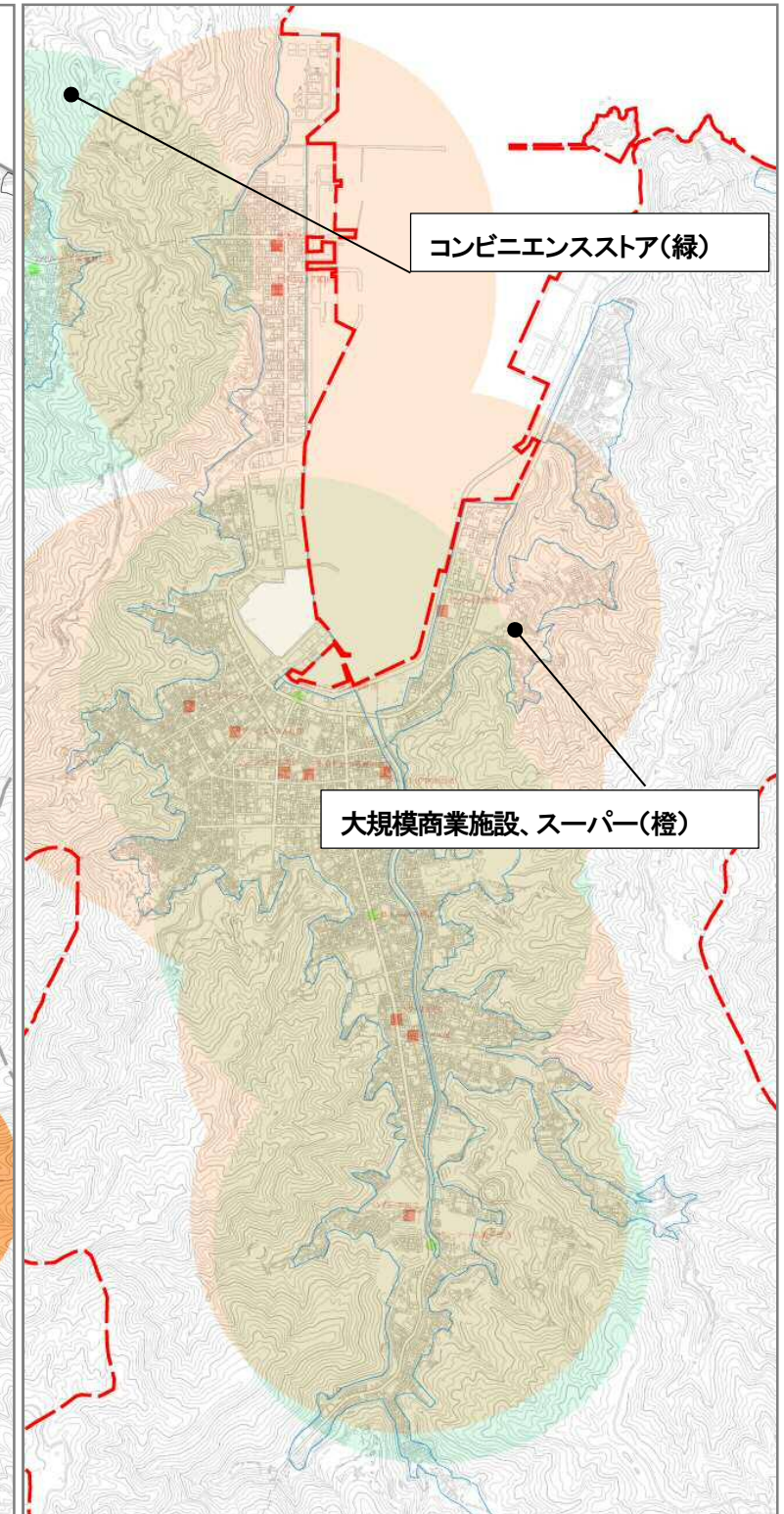


各種生活利便施設（次頁続く）

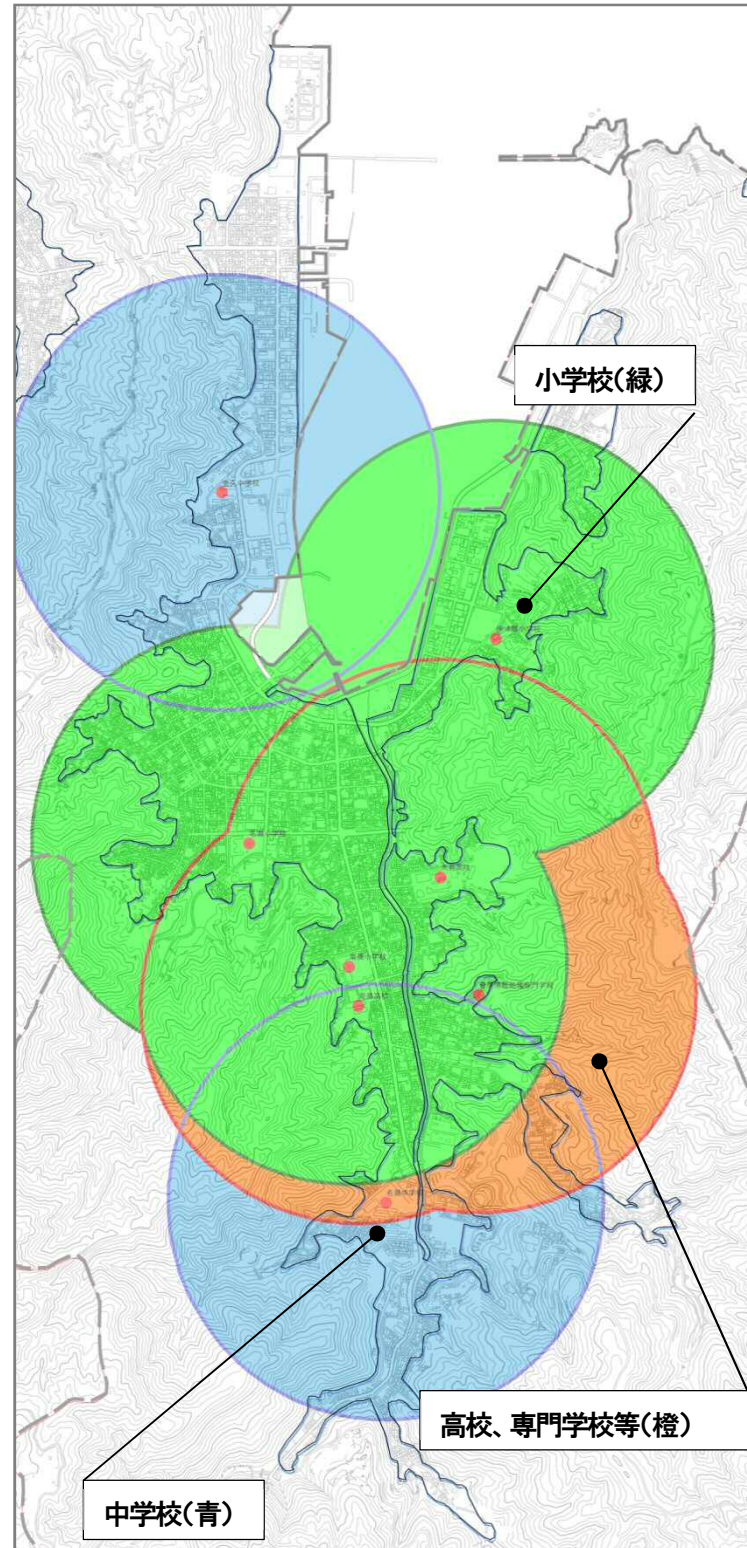
福祉施設分布（500m圏）



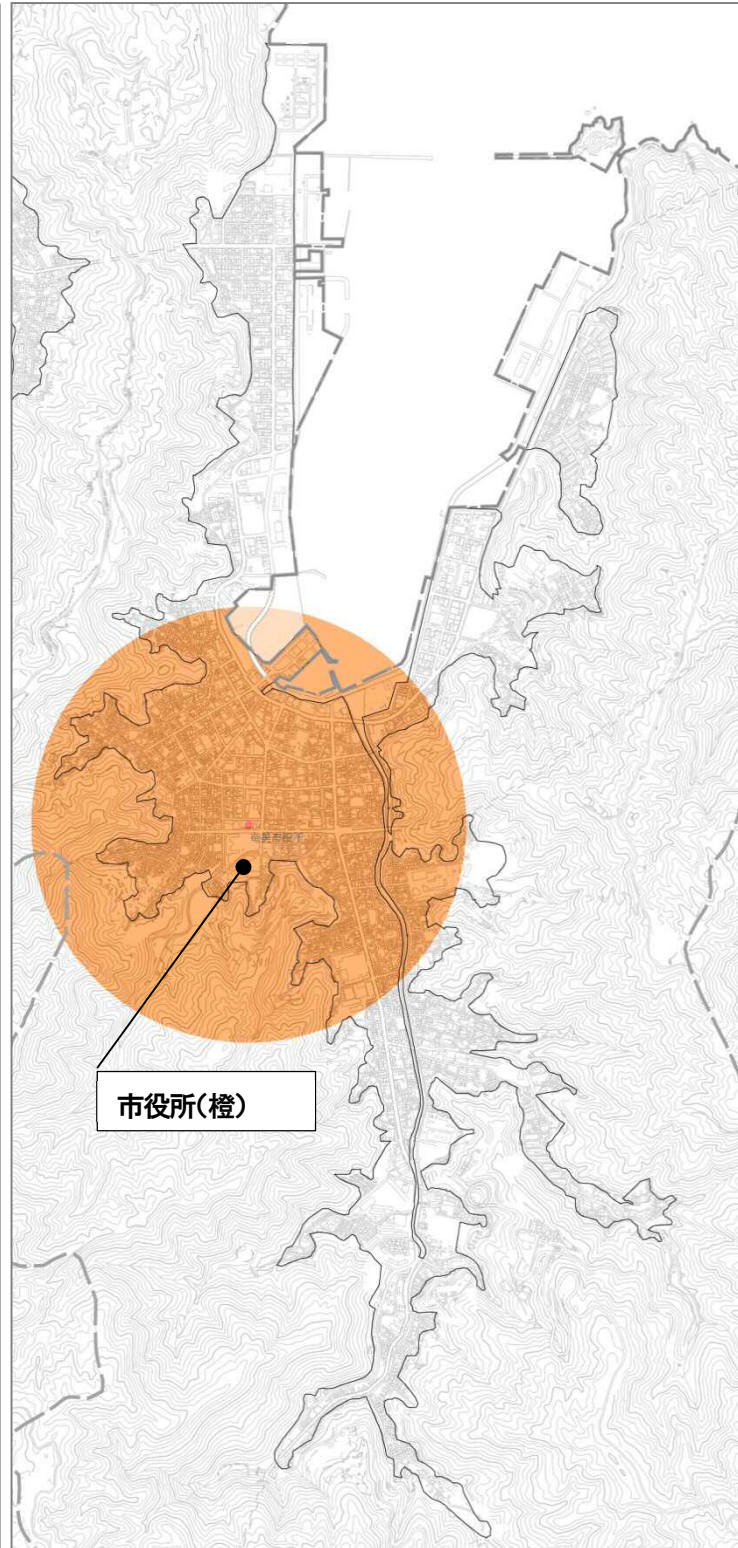
商業施設分布（800m圏）



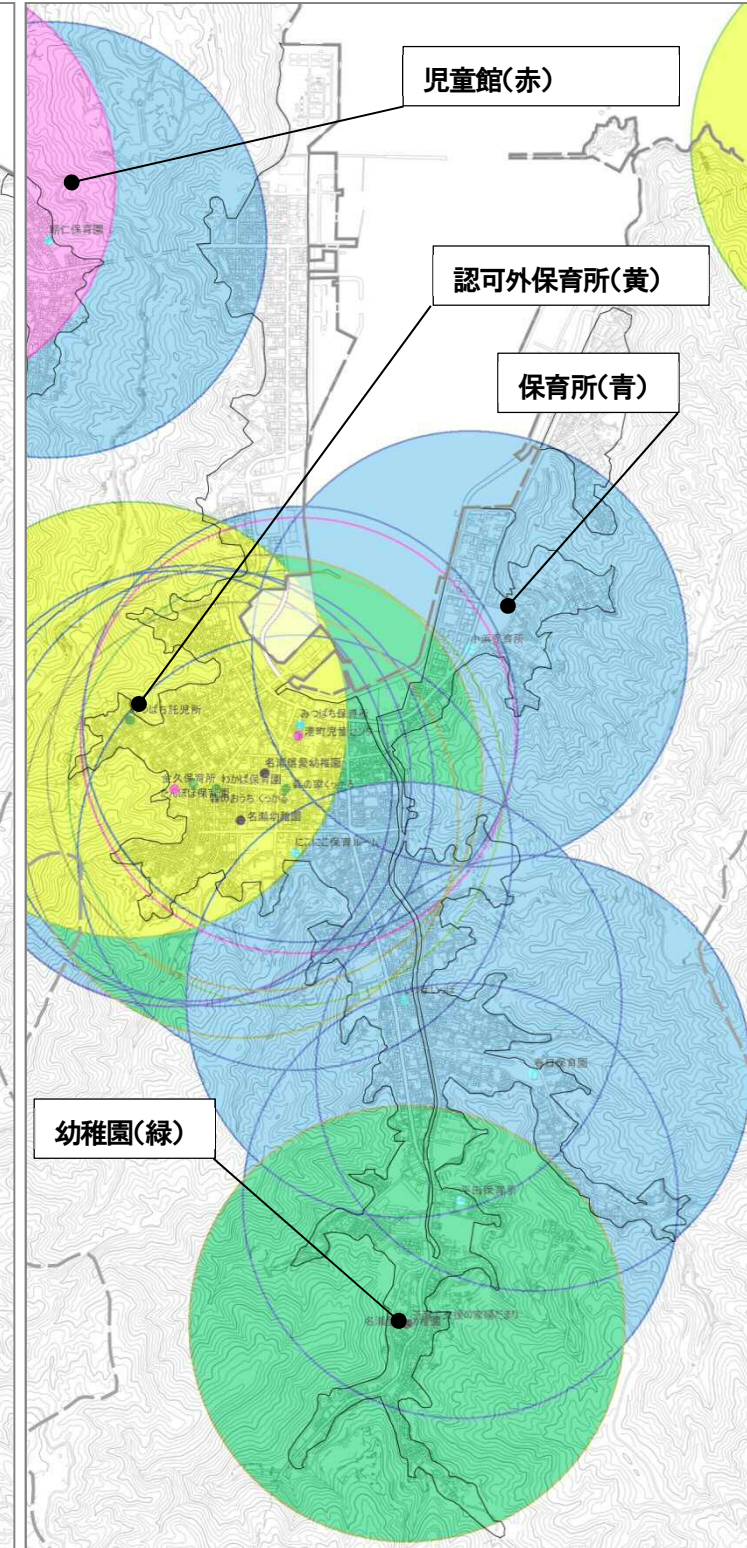
教育施設分布（800m圏）



公共施設（市役所）（800m圏）



子育て施設（保育所、幼稚園、児童館等）（800m圏）



2段階

奄美市独自に設定する要素を踏まえて区域を設定

⇒■市ではこれまで中心市街地の活性化・都市再生の取り組みを積み重ねており、店舗・飲食店等の集積もあることから、これを活かすため、①各種の行政計画・用途地域の指定状況、②事業の実施箇所から、範囲を絞り込みます

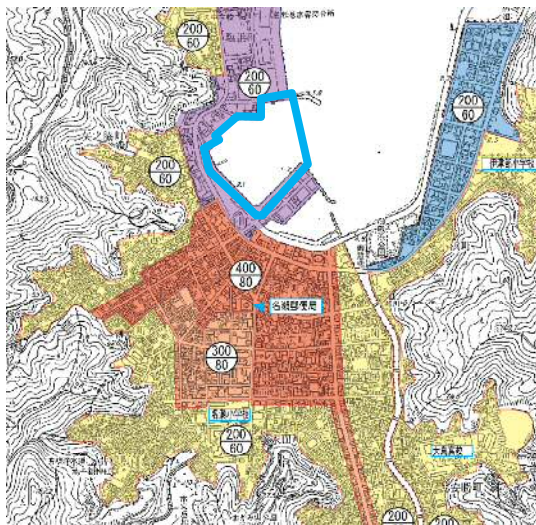
⇒■歩いて暮らせるまち・観光客の回遊性の観点から、歩いて回れる限定された広さを目安とします。(※1 km程度(端から端まで直線距離)、面積も用途地域の1割(約50ha)以下を目安)

■各種の行政計画・用途地域の指定状況・事業の実施箇所

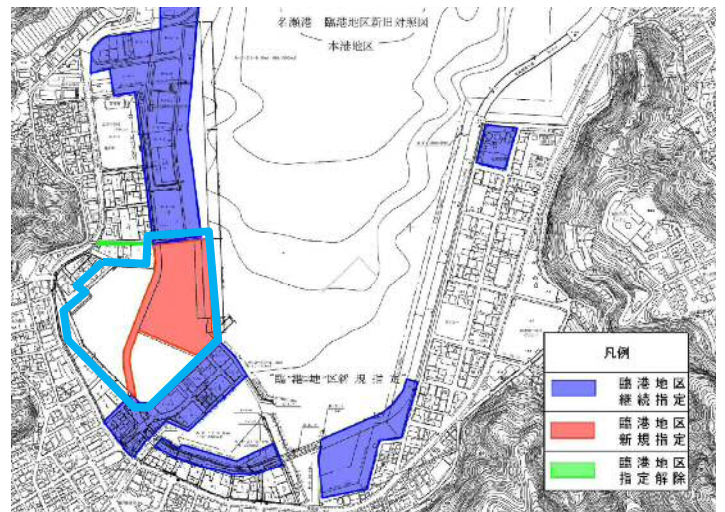
①上位関連計画、用途地域等の指定状況

- 名瀬市街地の中心部には商業地域、近隣商業地域が指定されており、商店街や飲食店などの施設が集積しています。港側は工業地域、準工業地域に指定されています。また沿岸部には埠頭部分などを中心に、臨港地区が指定されています。
- 鹿児島県の区域マスタープランにおいて、現行の商業地域・近隣商業地域およびマリントウンを中心に商業地が指定されています。また本市の都市計画マスタープランにおいても、中心拠点として、下図に示すまちづくり構想が記載されています。
- マリントウンにあたる部分(青枠)は埋立を実施し、全域を準工業地域、一部区域を臨港地区に指定しました。今後、観光関連施設や娯楽サービス施設等が整備される予定です。

用途地域の指定状況



臨港地区の指定状況



都市計画区域マスタープラン(鹿児島県)



都市計画マスタープラン

【中拠点地域のまちづくり構想図】

地域づくりのテーマ

♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪
コンパクトシティ「ゆらうまち」

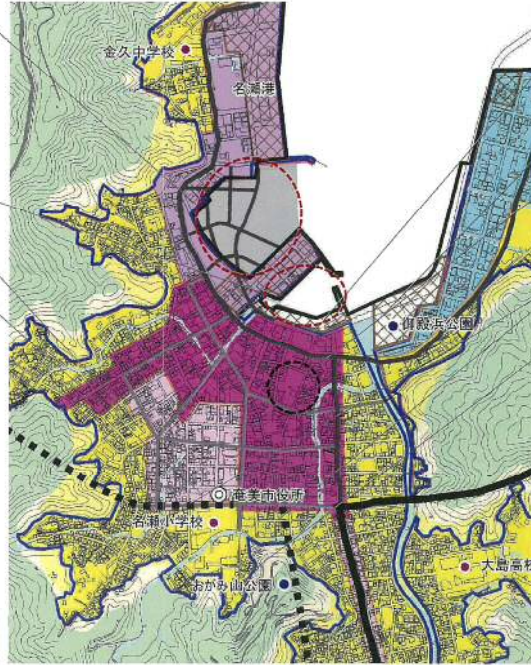
- 中心拠点と一体的な土地利用(都市機能用地の確保、交流拠点の整備)
- 用途地域等の指定や計画的な土地利用・市街地整備の検討
- 景観に配慮した道路・歩道の整備や中心拠点として一体的な歩行者ネットワークの構築
- 防衛岸壁や防災拠点となる緑地の整備
- 物流の促進、市街地の一体性の確保に向けて、各地域・拠点を結ぶ道路整備
- 都市機能用地の確保
- (仮)市民交流センターの整備
- 新庁舎の整備
- シンボリックな景観の演出(市役所 他)

地域全体に関する方針

- 商業基盤(駐車場・広場等)の整備
- 土地の高度利用・複合利用
- まち中居住の推進(都市型住宅整備、密集市街地の改善等)
- 歩行者ネットワークの整備(回遊道路)
- 幹線バスに接続する新たな公共交通の検討
- 商業基盤(駐車場・広場、案内板等)の整備
- 景観に配慮した市街地整備(道路修景等)
- 球となる施設や交流・滞留空間を結ぶ歩行者ネットワークの整備
- 色気らしさを感じる空間整備
- 民間事業者との連携やエリアマネジメント等の取り組みの推進

地域づくりの目標

- ◆ 人・ものが集まり、それぞれが有機的に結ばれる魅力的な中心拠点の形成
- ◆ 住みたくなる・訪れたいくなるコンパクトな中心拠点の形成



地域区分図



- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 末広・港橋の景観の演出
- エリアマネジメント、官民連携事業の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全
- (仮)子育て・保健・福祉複合施設の整備
- バスターミナルの整備
- 子育て支援・バスターミナル等と一体となった公園の整備
- おがみ山バイパス、(仮)三蔵山バイパス整備に併せた市街地整備の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全

凡例

- 二土地利用および地域整備の方針
- 施設整備の方針(道路・交通)
- 施設整備の方針(その他地域環境)
- その他(戦略的方針)

■ 用途地境界	● 観光地
■ 臨港区域	● 学校
■ 用途地域	● 広域ネットワーク
■ 第一種中高層住居専用地域	● 都市・地域ネットワーク
■ 第二種中高層住居専用地域	● その他道路
■ 第一種中層住居地域	■ 都市地域(市街地)
■ 近隣商業地域	■ 集落地域
■ 商業地域	■ 農用地区域
■ 準工業地域	■ 森林地域
■ 工業地域	

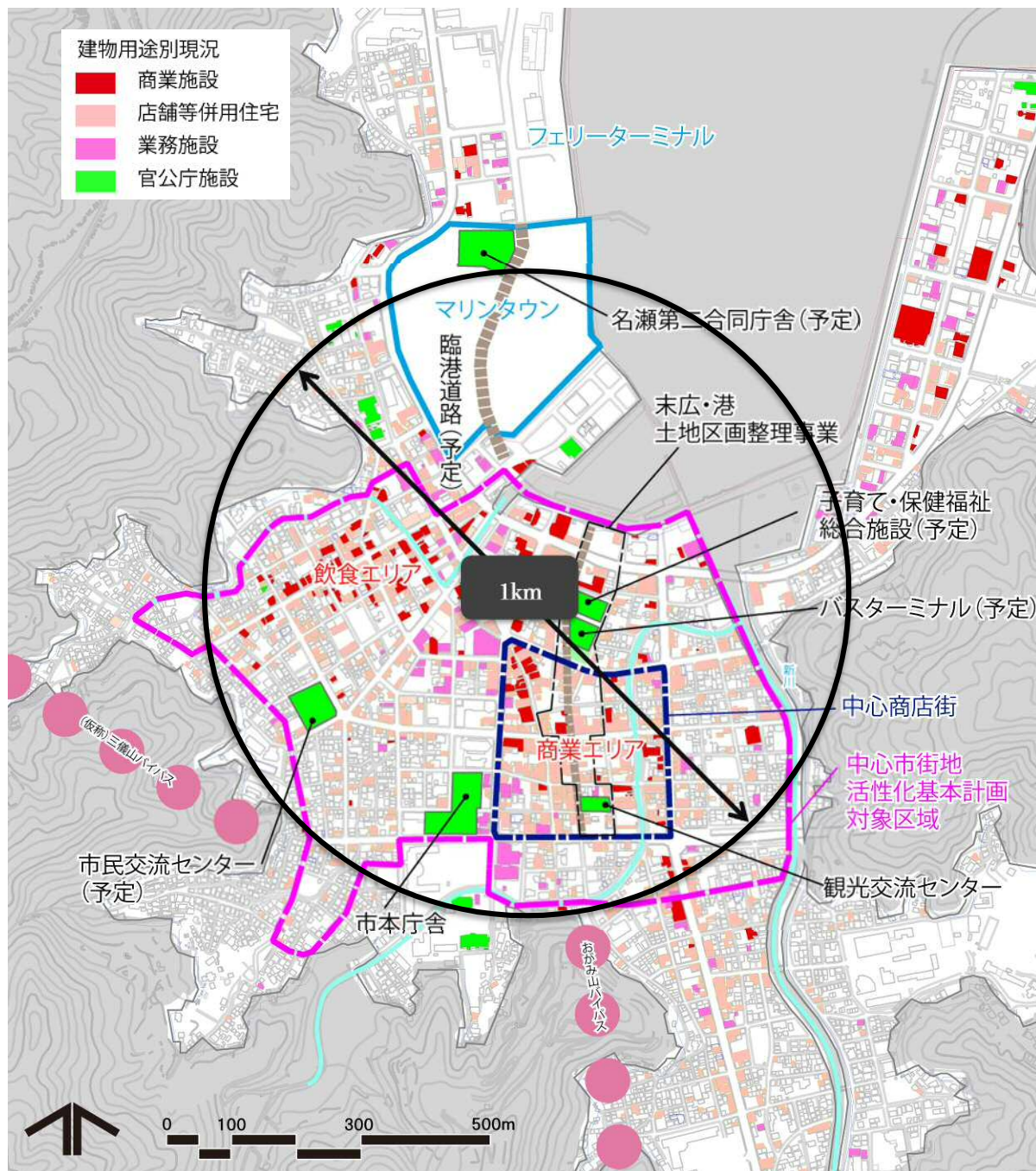
②事業の実施箇所

- 中心市街地の都市再生をはじめ、近年様々な事業等を実施しており、今後予定されているものも含め、以下のような事業が進められています。

近年奄美市で取り組んでいる主な事業

分野	事業・施設（既設含む）
<p>中心市街地の都市再生 （中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画等）</p> <div data-bbox="245 705 470 1377"> <p>■基幹事業 【高質空間形成施設】 道路修景整備事業 ・末広港線 ・奄美本通り(中央50号線) ・市道中央28号線 ・市道井根12号線 ・市道金久25号線 ・銀座通り(中央46号線) ・市道金久26号線</p> <p>○関連事業 ・にぎわい回廊整備 (案内板・案内標識等整備)</p> <p>■基幹事業 【高次都市施設(地域交流センター)】 ・(仮称)市民交流センター整備事業</p> <p>■基幹事業【高質空間形成施設】 街区公園整備事業 ・いね公園</p> </div> 	<p>市本庁舎整備（整備済）、土地区画整理事業（末広・港地区） バスターミナル・複合施設、子育て・保健福祉総合施設、市民交流センター 観光交流センター（AiAiひろば）（整備済）、道路修景整備、街区公園整備 都市再生整備計画（第三期）</p>
<p>マリントウン整備</p>	<p>臨港道路、緑地、岸壁の整備 各種用地の整備（観光関連施設、娯楽・サービス施設、流通関連施設、交通関連施設、住宅、公共公益施設）</p> <p>マリントウン土地利用計画→</p> 
<p>道路整備</p>	<p>おがみ山バイパス、(仮称) 三儀山バイパス、 国道58号バイパス(和光トンネル)（整備済）</p>

名瀬中心拠点における各種事業等



■歩いて回れる限定された広さを目安

○ 複数の施設、店舗を利用する市民や観光目的でまちなかを回遊する観光客が、無理なく歩いて回れる距離として、1km程度の範囲をおおよその規模として設定します。(上図参照)

また、まち全体の規模と中心地の規模の比較の観点から、用途地域の1割(約50ha)程度もあわせて目安として想定します。

誘導区域の指定

【各要素から読み取れること】

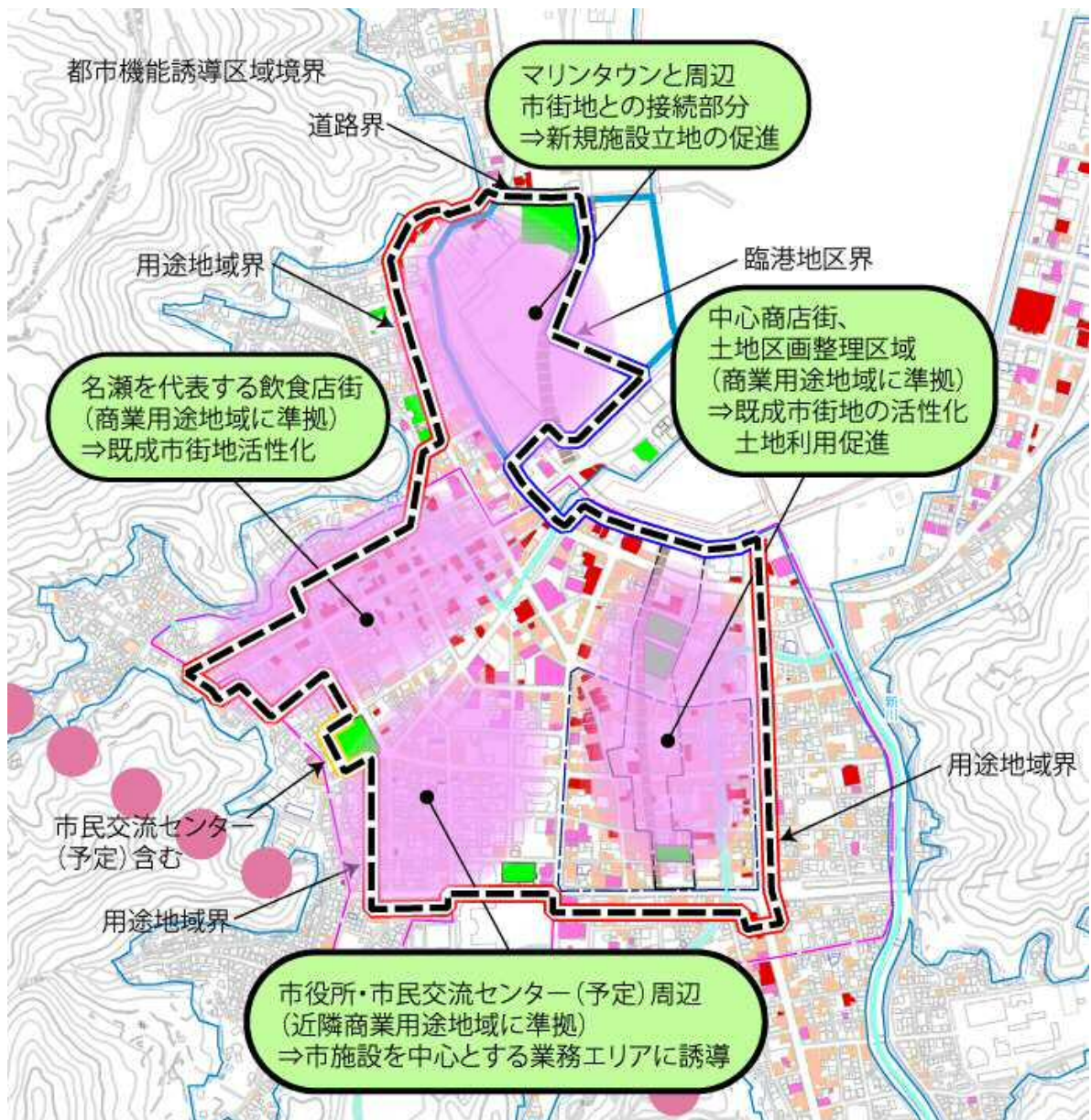
- 上位計画や用途地域等において、名瀬の商業地域・近隣商業地域、マリントウン周辺が拠点・商業地として位置づけられています。
- 土地区画整理事業等の基盤整備のほか、特に中心市街地活性化、マリントウン整備等が進められており、これら事業の成果を活用していくことが都市機能集積には有効です。

上記を踏まえ、以下の考え方に基づいて区域を設定します。またこの区域は、市を代表する飲食店街や新しい市街地など特徴あるエリアにより形成されており、これらの特徴に合わせたまちづくりを今後進めていきます。

【区域設定の考え方】

- 中心市街地活性化区域のうち、店舗等が集積する商業・近隣商業地域を中心に指定します
- マリントウン・市民交流センター等の開発予定地を含みます（公園等の面的基盤施設は除く）
- その他、用途地域・臨港地区等を基本に境界を定めます

都市機能誘導区域（黒点線内 区域面積 39.8ha）



5) 各区域におけるまちづくりの考え方

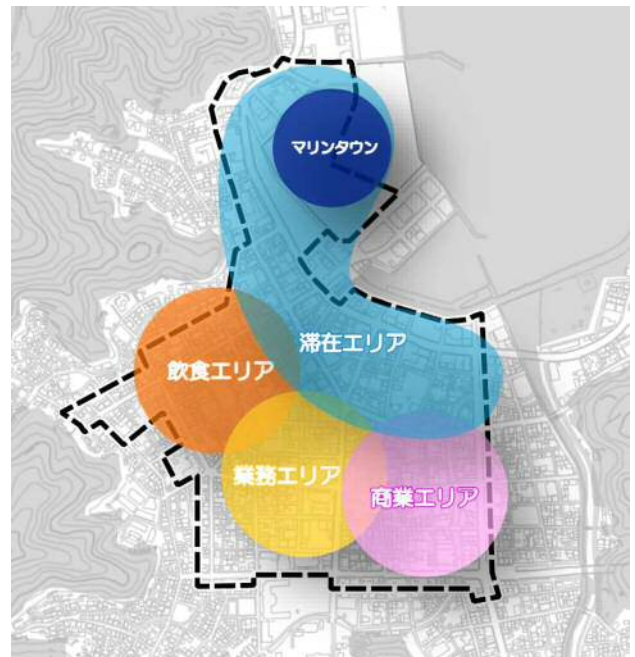
①居住誘導区域におけるまちづくりの考え方

- ・ 市の人口の過半数が居住し、各種都市機能や公共交通が充実する居住誘導区域においては、利便性の高い居住環境を維持していくため、福祉、教育、観光交流、移住定住等の各種施策と連携しながら、居住誘導に係る取り組みを進めます。
- ・ 例えば地域包括ケアシステムとの連携、建替えにあわせた土地利用の高度化、民間施設の整備とあわせた公共空間の利活用など、公民が連携して居住空間の充実を図ります。
- ・ また、都市機能誘導区域外の周辺市街地についても、日常的な生活を快適に送ることができるよう、各種サービス機能の立地を促します。
- ・ さらに、減災促進区域に位置つけた範囲やその他地域において、防災の考え方（5章参照）に基づき、防災対策・安全確保策を推進します。

②都市機能誘導区域におけるまちづくりの考え方

- ・ 名瀬市街地周辺では、マリントウンから屋仁川通り周辺の飲食エリアをはじめ、中心商業地を含む商業エリア等を含む範囲を都市機能誘導区域として指定しています。
- ・ 従来からの市の中心街である商業エリア、屋仁川通り周辺の飲食エリアといった拠点、またその間に広がる市役所を含む業務エリア、また海沿いの公園・大規模な施設用地を抱えるマリントウンを含む滞在エリアといった、異なる魅力や役割を持つ拠点をつなぎ、市民が日々の生活を送り観光客が滞在を楽しむといったそれぞれの活動を活性化し、地域全体の魅力を高め、にぎわいを生み出していきます。
- ・ 特に観光客や住民を含めて街を楽しむ「職・住・遊」の複合したまちづくり、奄美大島の観光拠点にふさわしい「海」や「緑」を感じられるまちづくりなどを進めます。
- ・ そのため、各拠点をつなぐネットワークの構築、ParkPFI等の公共空間の活用、沿道土地利用の連携した歩行者空間の形成、公的不動産の有効活用などの取り組みを進めていきます。

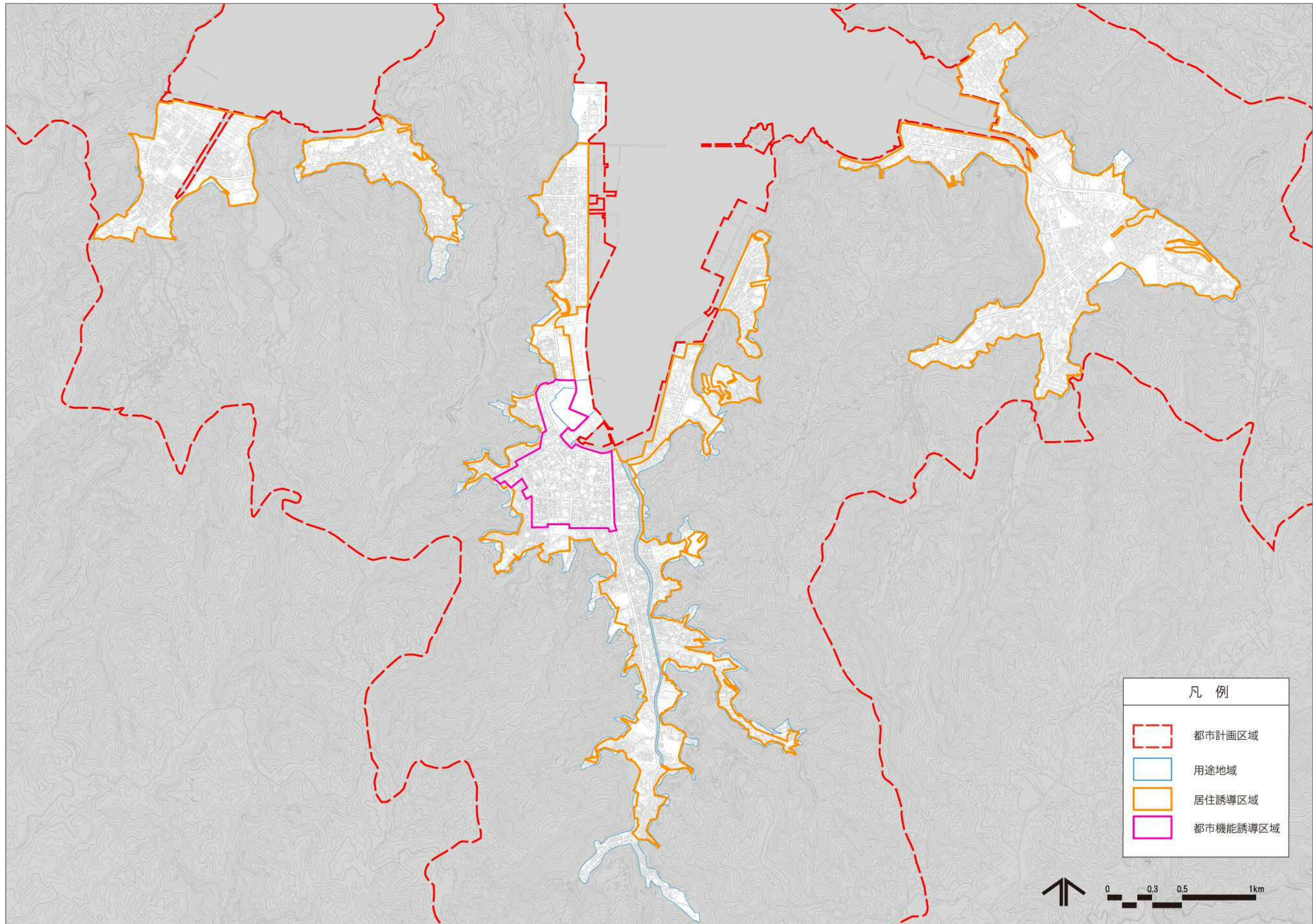
都市機能誘導区域におけるまちづくりの考え方



③居住誘導区域外におけるまちづくりの考え方

- ・ 誘導区域外の郊外拠点や集落地域等においても、地域の生活利便性を保つため、主要集落での利便施設の誘導、公共交通の利便性の維持・向上を図り、ひいては集落地における独自文化の継承に寄与するものとします。

都市機能誘導区域・居住誘導区域図



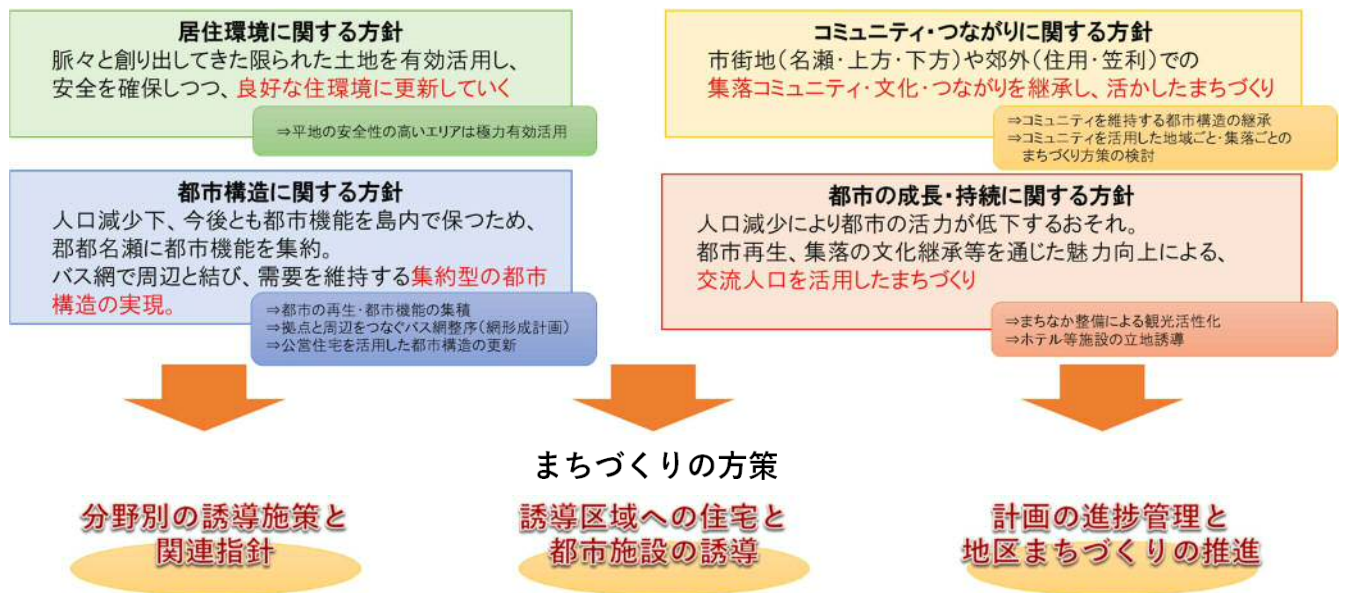
5章 まちづくりの方策

本計画では、まちづくりの方針として、「居住環境」「都市構造」「コミュニティ・つながり」「都市の成長・持続」の4方針を基本方針として提示しています。

これらを実現するための方策として、以下の3つに分けてまちづくりを進めていきます。

1. 分野別の誘導施策と関連指針
2. 誘導区域への住宅と都市施設の誘導
3. 計画の進捗管理と地区まちづくりの推進

まちづくり方針と誘導施策等



1. 分野別の誘導施策と関連指針

方針の実現にむけて、「居住環境」「都市機能」「ネットワーク」の各分野別に、以下の施策を実施していきます。さらに、これらの施策に関連する指針として、「低未利用地の誘導指針」「防災の考え方」を掲載します。

1) 居住環境に関する誘導施策 ⇒関連指針 「低未利用地の誘導指針」「防災の考え方」

誘導施策	取り組み内容
安全・安心な住環境づくり	<p>【災害対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害、津波災害などの災害リスクに対して、急傾斜地崩壊防止工事や密集市街地の解消などの災害対策を進めます。 <p>【住まいの誘導による災害リスクの軽減（住み替え・建物構造）】</p> <ul style="list-style-type: none"> がけ地の崩壊等のおそれのある土地では、居住誘導区域内等の安全な場所への住宅移転を促進します。その際、公営住宅などの活用も視野に入れ、移転誘導に取り組みます。 津波等の災害危険性に対し、発災時でも安全性が保たれる建物構造を誘導します。 <p>【地域コミュニティの維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の非常時のみならず、平常時から地縁・血縁等のつながりを大切にし、地域で助け合いながら暮らすコミュニティの維持を図ります。
快適で魅力的な住環境づくり	<p>【地域の魅力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住みよい地域をつくるため、住みだけでなく住まい周辺の環境向上が重要であり、既存公園のリニューアル・質の改善等を通じて、居住地としての魅力向上を図ります。 <p>【空き地・空き家の解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクや空き家改修等により空き地・空き家等による環境悪化を防ぐとともに、低未利用地を活用した公園整備などにより、住宅地の環境向上を図ります。 <p>【公営住宅における福祉拠点の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の建替え等に際して、民間事業者との協働による医療・福祉・子育て等の支援施設の整備等を検討します。

2) 都市機能に関する誘導施策 ⇒関連指針 「低未利用地の誘導指針」

誘導施策	取り組み内容
にぎわい・利便施設等の集積	<p>【中心拠点の再整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、土地区画整理事業を始め、各種施設・基盤整備を通じて、中心市街地の再生に取り組んでいます。今後も地域交流センター等の施設整備を進めるとともに、事業を通じて確保した空間の有効活用を進めていきます。

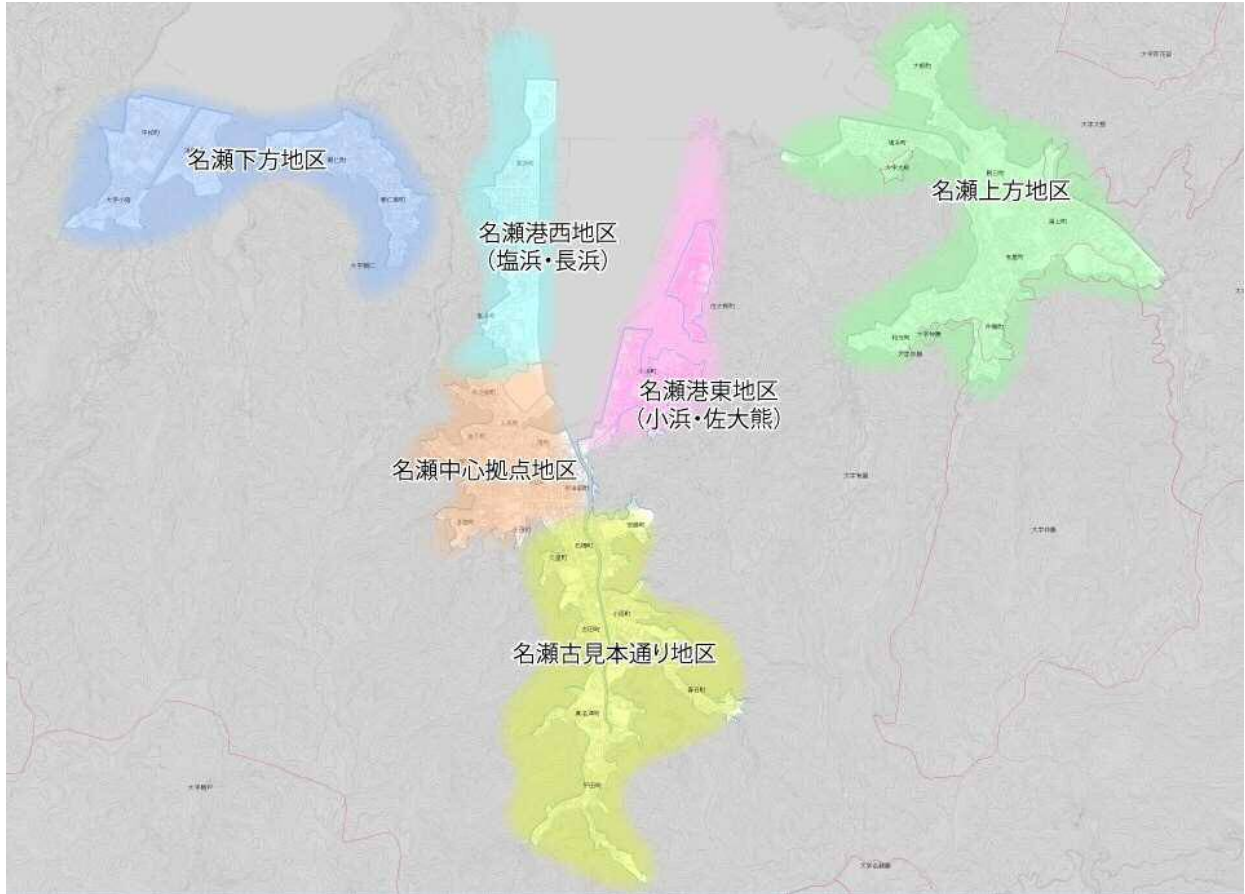
	<p>【都市機能・観光活性化機能の誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公共施設の建替えの際などには、中心拠点への立地を誘導するとともに、複数の機能の集約・複合化を検討し、利用者の増加を図ります。 ・ホテルをはじめとする観光施設の立地誘導や施設周辺環境整備を官民連携により取り組み、観光客の滞在・活動を促し、街全体の活性化を図ります。 <p>【施設用地の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地等の公的不動産の有効活用や、空き地等低未利用地の集約化による施設用地の確保に取り組みます。 ・中心部では、低未利用地の土地利用転換の際には、中高層建物の導入など高度化を図り、効率的な土地利用を進めます。
まちなか環境の向上（ウォークアブルシティの実現）	<p>【歩行空間の環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の回遊ルートの形成や低未利用地を活用した広場空間の設置など、市民や観光客が居心地よく過ごせる街なかの環境整備を行います。 <p>【エリアマネジメントによるにぎわい形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場等を活用したイベントの実施、建物1F部分への店舗誘導、店舗と住戸の共存する店舗併用住宅の誘導など、歩いて楽しいまちづくりの実現に、官民協働で取り組みます。

3) ネットワークに関する誘導施策

誘導施策	取り組み内容
ネットワーク改善の取り組み（ハード面）	<p>【交通結節点の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部のバスターミナル、地域拠点での乗り換え場所の整備などにより、乗り換えや待合など、使いやすい公共交通の拠点づくりを進めます。 <p>【バイパスの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三儀山バイパス、おがみ山バイパスの整備を推進するとともに、バイパスを活用した将来的な公共交通網の見直しを検討します。
ネットワーク改善の取り組み（ソフト面）	<p>【公共交通網の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のアクセス性を高めるため、バス幹線の重複路線の再編による効率化、コミュニティバス、デマンドタクシーの導入検討を進めます。 <p>【公共交通サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使いやすい公共交通サービスの提供のため、情報発信機能との連携による移動の連続性確保、沿道施設、民間企業との連携によるバス待ち環境の整備、観光客の利用促進等に取り組みます。

また上記に示す施策の実施に際して、以下のような地区のまとまりを基本として、施策を推進していきます。

想定する地区の単位



4) 関連する指針等

①低未利用地の誘導指針

- ・ 本市においては、市街地を中心に建物の老朽化等も進み、今後空き地・空き家がランダムに発生する都市のスポンジ化が進行することが懸念されます。
- ・ 空き地・空き家は放置した場合、周囲にも環境・景観・防犯等の面で悪影響を及ぼすことが想定され、権利者や行政・周辺住民が協力して、空き地・空き家の解消に努めることが望ましく、そのための利用・管理の指針として以下を定めます。

市ではこれらの指針に基づき、必要に応じて、権利者に対して利用・管理について情報提供・指導・助言その他の援助を行う場合があるとともに、「低未利用地土地権利設定等促進計画」など各種制度を活用した利活用の促進を行います。

低未利用土地の有効活用と適正管理に関する指針

(1)低未利用地の利用指針

空き地・空き家が発生した場合、以下の利用方針に基づき有効利用を促進します。

◆都市機能誘導区域

- ・ 限られた市街地内の低未利用地として、不動産の流通を促進し、有効活用を図ります。
- ・ 必要に応じて面的整備や敷地統合等を図りつつ、誘導施設の立地用地等としての活用を図ります。
- ・ 暫定利用を含め、オープンカフェや広場など、周辺施設利用者や歩行者空間の質の向上などに寄与する利用促進を図ります。

◆居住誘導区域

- ・ 限られた市街地内の低未利用地として、不動産の流通を促進し、有効活用を図ります。
- ・ 必要に応じて面的整備や敷地統合等を図りつつ、日常サービス機能の立地や優良な住宅の立地、周辺環境向上に寄与する空間整備等への活用を図ります。

(2)低未利用地の管理指針

空き地・空き家が発生した場合、以下の管理指針に基づき適切な管理が行われるよう努めます。

- ・ 建物の腐朽を防ぐための、定期的な清掃・空気の入替え等を行います。
- ・ 第三者の不法な居住などを防ぐため、建物の施錠・修繕など防犯上の措置を講じます。
- ・ 廃棄物投棄、動物・害虫の大量発生など環境悪化を防ぐため、除草伐採など管理を行います。
- ・ その他、環境・安全面等の問題が生じないよう、適切な管理を行います。

②公的不動産（PRE）の活用方針

- 奄美市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくため「保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減（減らす増やさない）」、「長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減（長く使う）」、「施設管理の効率化によるコスト削減（無駄を省く）」の基本方針を定めています。
- 国公有財産最適利用プラン（平成30年9月19日作成 奄美市、九州地方整備局、九州財務局）において、マリンタウン地区での合同庁舎整備にともなう国の官署集約と末広・港土地区画整理事業区域での市による国有財産活用の方針を定めています。
- まちづくりにおける公的不動産（PRE）の活用にあたっては、奄美市公共施設等総合管理計画及び国公有財産最適利用プランと連携し、公共施設等の集約化や民間施設等との複合化などにより公的不動産の有効活用を推進します。

まちづくりにおける公的不動産（PRE）の活用方針

(1) 居住誘導における公的不動産の活用

公営住宅の建て替え等に際しては、民間事業者との協働による医療・福祉・子育て等施設の複合化の検討により、公的不動産の活用による居住環境の向上を図ります。

(2) 都市機能誘導における公的不動産の活用

都市機能を担う公共施設の誘導に際しては、複数施設の統合や複合化の検討とあわせて、誘導区域内の国公有財産の利活用により施設の適正立地を図ります。

(3) ネットワークにおける公的不動産の活用

バスターミナルやバス停等交通施設の整備に際しては、民間事業者との連携による施設の複合化や沿道の公的不動産活用により交通利用環境の向上を図ります。

③居住誘導区域等における防災の考え方

- 本計画において、津波、水害、土砂災害等の災害に対して居住の安全性を確保するため、以下の考え方に基づき、防災・減災の取り組みを実施します。
- なお、防災の考え方は、地域防災計画等の計画と密接に関連するとともに、地域ごとに災害の規模・種類等によっても対応が異なるため、今後とも、地域に即した災害対策や避難計画の検討協議等を通じて、内容を更新していきます。

区域	考え方
<p>1. 居住誘導区域内</p> <p>うち減災促進区域</p>	<p>●災害対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害リスクの高い地域における避難路、避難地となる防災公園、避難施設等の整備を進めます。 • 市街地整備時に地盤のかさ上げや宅地の耐震化等の災害対策を推進します。 • 河川の氾濫防止や制御のための水災害対策を進めます。 <p>●災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害リスクについて、本計画やハザードマップ等による周知を行います。 <p>●地区ごとの災害対策の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域に即した災害対策や避難計画の検討協議を促進します。 <p>減災促進区域では、上記居住誘導区域内の取り組みを積極的に実施するとともに、以下を追加して実施します。</p> <p>●災害対策の実施</p> <p>【減災促進区域の建築における条件追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 区域内の居住用建物、不特定多数の利用する建物（大規模店舗、学校、ホテル、集会所等）や災害弱者の利用する施設（病院、高齢者施設、子育て支援施設等）に対して、推奨条件を付与します。 <p>※1</p> <p>●災害リスクの周知</p> <p>【不動産取引時のリスク情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地・家屋等の不動産取引時に際して、減災促進区域内であることや災害リスクについて情報提供するよう促します。
<p>2. 居住誘導区域外</p>	<p>●住宅移転の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害リスクの高い地域（土砂災害特別警戒区域等）において、防災集団移転等による公的事業による移転や住民の自主的な移転の誘導・支援を推進します。 <p>●開発等への勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害リスクの高い地域における開発について、都市機能・居住誘導を図る上で支障があると認められる場合、必要な勧告を行います。また事業者が勧告に従わない場合は事業者名を公表することがあります。

※1 減災促進区域における建築時の推奨条件

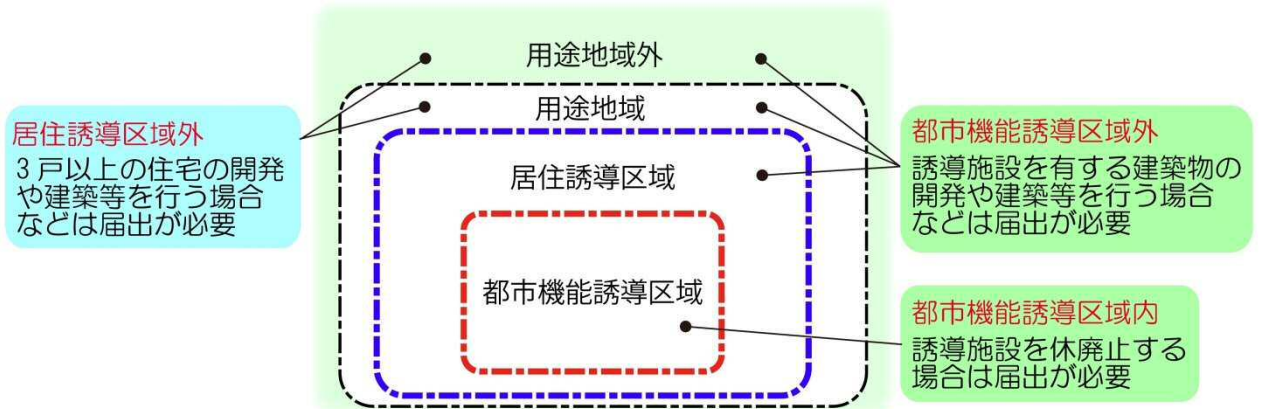
減災促進区域における建築については、災害リスクの種類に応じて、以下の条件を守って建築するよう推奨します。

災害の種類	安全確保の方策	建築時の推奨条件
津波災害 (浸水深2m以上の地区)	<ul style="list-style-type: none"> • 浸水深以上の高さの避難所・建物に「逃げる/留まる」ことで安全を確保します。 • ただし、木造建築などは、建物の流失可能性が高いため、まず建物が流失しない方策が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○倒壊可能性の高い木造建築以外の堅牢な建築物を推奨します。 ○垂直避難が可能な床面高さ以上の構造物を推奨します。(例えば、浸水想定深「3-5m未満」である箇所では、3F以上を推奨します) ○一部居室は浸水想定深より高い場所に配置し、全ての居室が浸水想定深以下にならないよう推奨します。 ○1F部分は倒壊しにくいピロティ型建築とすることを推奨します。 ただし、都市機能誘導区域内をはじめ、にぎわいやまちの景観を重視する場合には、このかぎりではなく、1F部分を店舗等に利用し、津波時には2F以上に避難できるよう、にぎわい等と安全の両立を図ります。
その他 (土砂災害警戒区域、過去の浸水被害地区等)	※構造面での推奨条件は設けませんが、以下を推奨します。 <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者・障がい者・乳幼児等の自力避難が困難な災害時要援護者の利用する施設について、当該区域内にある場合は、施設管理者は避難確保計画・避難訓練等、迅速な避難に必要な措置を講じるよう促します。 	

2. 誘導区域への住宅と都市施設の誘導

1) 届出制度




- ・ 居住誘導区域、都市機能誘導区域内に住宅や都市機能誘導施設を誘導していくため、また立地状況を把握するために、届出制度を設けます。
- ・ 届出は、事前に状況を把握するためのものであり、対象となる行為の30日前までに必要となります。
- ・ これらの制度は、都市再生特別措置法第88条および第108条に基づいて実施するものです。





■居住誘導区域外に関する届出

居住誘導区域外に以下の規模に該当する住宅等を整備する場合は、届出が必要となります。

届出の対象となる施設・行為

開発行為	<p>ア. 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>イ. 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>ア. の例示 3戸の開発行為  届出が必要</p> <p>イ. の例示 1戸 (1,500㎡) の開発行為  届出が必要</p> <p>2戸 (800㎡) の開発行為  届出は不要</p>
------	--

建築等行為	<p>ア. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 イ. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>ア. の例示</p> <p>3戸の建築行為 </p> <p>1戸の建築行為 </p>
-------	---

■都市機能誘導区域外に関する届出

①届出の対象となる施設

都市機能誘導施設が対象となります。

②届出の対象となる行為

- 都市機能誘導施設は、市民全体の福祉や生活利便性を維持していくために、都市機能誘導区域内において維持・確保していく施設です。
- 都市機能誘導施設の立地状況を把握し、都市機能誘導区域内での立地を誘導するために、以下の場合、届出が必要となります。

都市機能誘導区域外での行為

開発行為	ア. 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	<p>ア. 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 イ. 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ウ. 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</p>

■都市機能誘導区域内に関する届出

都市機能誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、届出が必要となります。

2) 都市機能誘導区域における施設の誘導

- 本市の生活利便性の維持・向上を図るため、「誘導施設」を定め、都市機能誘導区域等に立地を誘導します。誘導施設は、4章で示した考え方に基づき、名瀬の都市機能誘導区域における高次都市機能を有する施設を設定します。

■都市機能誘導施設の考え方

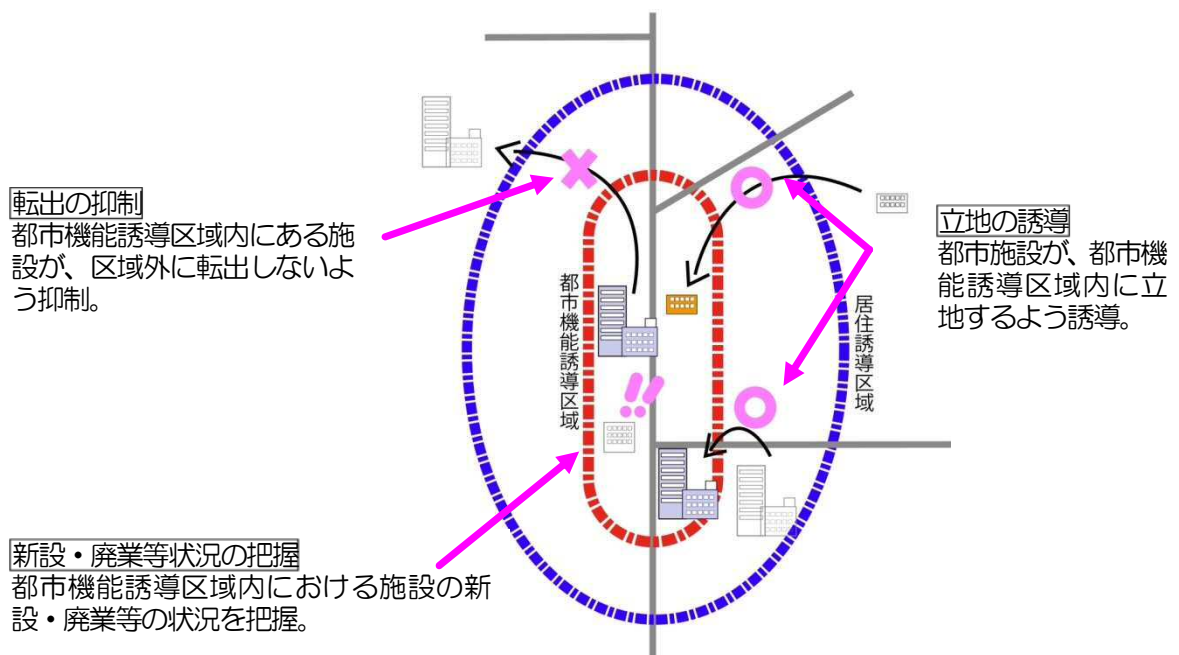
- 高次都市機能として、高次都市施設（公共）、高次都市施設（民間）、観光活性化施設を位置づけ、これらを中心拠点へ誘導を図ります。
- 旅館・ホテルは、景勝地・集落等にも立地することを妨げるものではなく、ビジネスホテル・シティホテルなどを念頭に一定規模以上の施設を都市型観光の拠点として市街地に誘導する目的で定めます。（既定の規模以上で都市機能誘導区域外に立地する場合は、届出が必要となります。）
- その他の生活機能（コンビニ、スーパー、郵便局等）は、市民の身近に立地することが望ましく、各地域に継続してそれら施設が立地することが必要です。

そのため、現段階では位置づけないこととしますが、集落ミーティング（仮）等を通して、地域ごとに集約化を進め、必要に応じて都市機能誘導区域の追加・都市機能誘導施設への位置づけを検討します。

都市機能誘導施設の考え方



誘導の考え方



誘導施設の一覧

分野	施設	法的な位置づけや規模等	
行政	市役所（本庁舎）	地方自治法第4条第1項に規定する施設	高次都市施設 （公共）
交通	バスターミナル	中心市街地内の公共交通の利便性やサービス向上のため集約化したバスターミナル	高次都市施設 （公共）
医療 福祉	保健センター	地域保健法第18条第2項に規定する施設	高次都市施設 （公共）
	子育て総合支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を実施する子育て支援センターのうち、市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持った総合施設	高次都市施設 （公共）
	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する施設	高次都市施設 （公共）
商業	大規模商業施設	店舗等の床面積*3,000㎡以上の商業施設	高次都市施設 （民間）
金融	銀行等	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第2条に基づく銀行 ・協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条に定義される協同組織金融機関 ・株式会社商工組合中央金庫法第1条に基づく株式会社商工組合中央金庫 ・上記の代理業を営むもの** 	高次都市施設 （民間）
教育 文化	市民交流センター	ホール、図書コーナー等を備えた中央公民館に相当する施設	高次都市施設 （公共）
観光	旅館・ホテル	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテルのうち、床面積3,000㎡以上のもの***	観光活性化施設

*床面積：大店立地法に規定する物品販売の用途に供する店舗面積を指す。飲食店業を除き物品加工修理業を含む小売業の店舗における売場、ショールーム等の面積。階段、事務室、荷扱い所等は含まない。

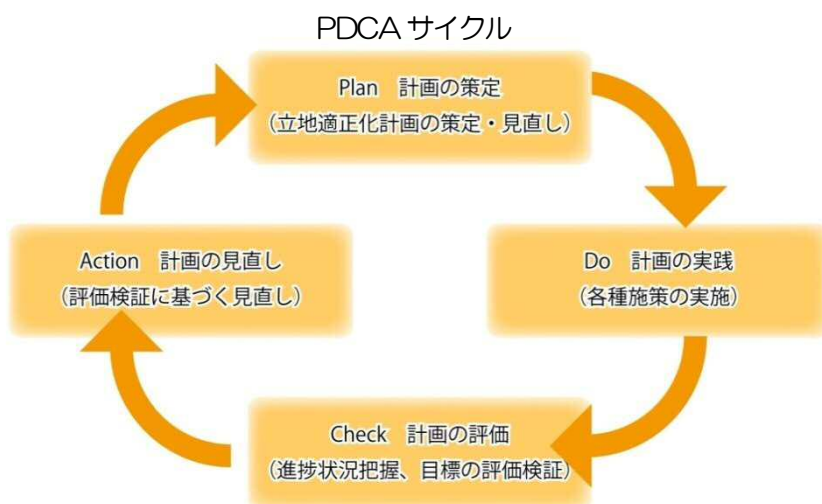
**代理業を営むもの：金融庁の公開している銀行代理業者許可一覧、郵便局銀行代理業者許可一覧、信用金庫代理業者許可一覧、労働金庫代理業者許可一覧、信用組合代理業者許可一覧に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。

***第一種住居地域における旅館・ホテルの面積規模を採用する。

3. 計画の進捗管理と地区まちづくりの推進

1) 計画の進捗管理

- 本計画は、今後長期に渡ってコンパクトシティの実現に取り組んでいくものであることから、将来的なネットワークの変更や技術革新による社会環境の変化、人口分布の変化等を考慮しつつ、上位・関連計画等の見直しとも整合を図りながら、区域の変更等を含めた進捗管理を PDCA サイクルを通じて行ないます。
- 計画見直しのサイクルは、5年ごとを基本とします。



- また本計画の進捗管理にあたって、計画の指標、目標値を定め、随時指標の達成状況を判別し、計画見直しの目安として活用します。
- 計画指標は、まちづくりの方針等に基づいて、以下のとおり設定します。目標値は、市人口が減少傾向にあることを考慮し、現状維持もしくは減少を緩和することを目標とします。

計画指標

	計画指標	現状値	目標値	備考
①居住環境 「コンパクトで住みよい街が形成されているか」	居住誘導区域内人口密度	68.9 人/ha (2015 年度)	52.4 人/ha (2040 年度)	国勢調査ベースの 100m メッシュを活用して算定。 (住宅数による按分値)
②都市構造 「使いやすい公共交通サービスが提供されているか」	バス等利用者数(輸送人員+定期)	1,055,363 人/年 (2018.10-2019.9 実績)	現状維持 (2040 年度)	路線バス以外の公共交通(デマンドタクシー等)を含む
③都市の成長・持続 「にぎわいのある拠点が形成されているか」	都市機能誘導区域内地価	134,500 円 (2019 年度)	現状維持 (2040 年度)	公示地価を活用して算定。 (区域内地点の平均値)

◇計画指標の考え方

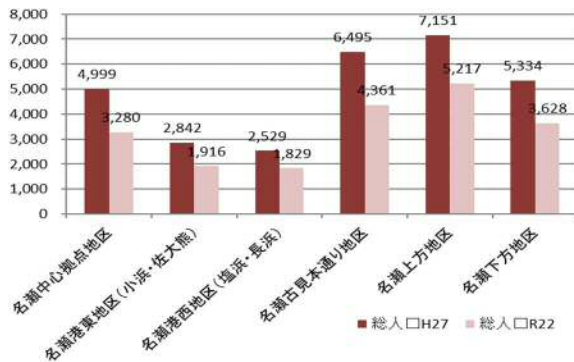
①居住環境：「コンパクトで住みよい街が形成されているか」

- ・ 居住誘導区域の人口密度は、地域ごとに、例えばコンビニ・スーパー・郵便局等の身近な生活利便施設が立地するに足る密度を維持することが目標となります。
- ・ 一般に市街地として必要な人口密度は40人/ha以上とされており、本市でも各地区で将来的にこの人口密度を維持していく必要があります。
- ・ 地区ごとの人口は下表の通り推計されており、多くの地区で、将来も人口密度は低下しつつも必要な密度を維持することができますが、上方地区のみ40人/haをわずかに下回ることが予想されています。
- ・ このため、上方地区で40人/ha以上となるよう、誘導施策により推計値の約1.1倍の人口密度を確保することを目標とし、居住誘導区域全体では52.4人/haの人口密度を維持することを目標とします。

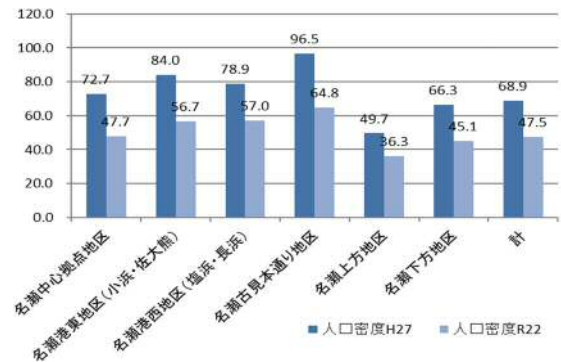
居住誘導区域内地区別人口、人口密度

	居住誘導区域内人口（人）		居住誘導区域内人口密度（人/ha）		面積（ha）
	H27	R22	H27	R22	
名瀬港湾岸地区	10,370	7,025	76.9	52.1	134.7
名瀬中心拠点地区	4,999	3,280	72.7	47.7	68.8
名瀬港東地区（小浜・佐大熊）	2,842	1,916	84.0	56.7	33.8
名瀬港西地区（塩浜・長浜）	2,529	1,829	78.9	57.0	32.1
名瀬古見本通り地区	6,495	4,361	96.5	64.8	67.3
名瀬上方地区	7,151	5,217	49.7	36.3	143.9
名瀬下方地区	5,334	3,628	66.3	45.1	80.4
計	29,350	20,232	68.9	47.5	426.2

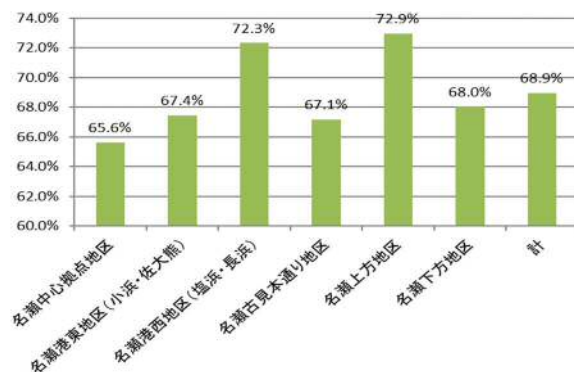
地区別人口（H27実績、R22推計）



地区別人口密度（H27実績、R22推計）



地区別人口変化率（R22推計÷H27実績）



②都市構造：「使いやすい公共交通サービスが提供されているか」

- 本市では、公共交通として路線バス、コミュニティバスが運行されており、市民の足となっています。路線再編により利用者は増加傾向にありますが、今後の人口減少により利用者の減少は懸念されるところです。
- そのため、今後の人口減少傾向を考慮しつつ、また観光客や高齢者への公共交通利用促進等に取り組み、現状の利用者数を維持することを目標とします。
- 一方、公共交通は、自動運転車の導入など技術革新が目覚ましく、環境の変化が大きく見込まれる分野であるため、今後環境変化に応じて目標値等、見直しをしていくことが必要です。

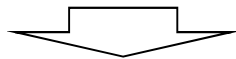
③都市の成長・持続：「にぎわいのある拠点が形成されているか」

- 中心拠点の地価は低下傾向にありますが、不動産価格は地権者の財産・資金力に直結する部分であり、中心部の商業地では、地価の維持向上は地域活性化につながる重要な視点と言えます。
- 中心拠点では、現在土地区画整理事業等の市街地整備が進められており、本計画でも都市機能誘導区域と位置付けており、今後の活性化は市にとって必要です。観光客の市街地への誘導等の観光を活かした活性化の取り組みも進め、人口減少下でも、地価の減少に歯止めを掛け現在の水準を保つことを目標とします。

2) 地区まちづくりの推進（地区ミーティング（仮）の実施）

① 地区ごとのまちづくりの必要性

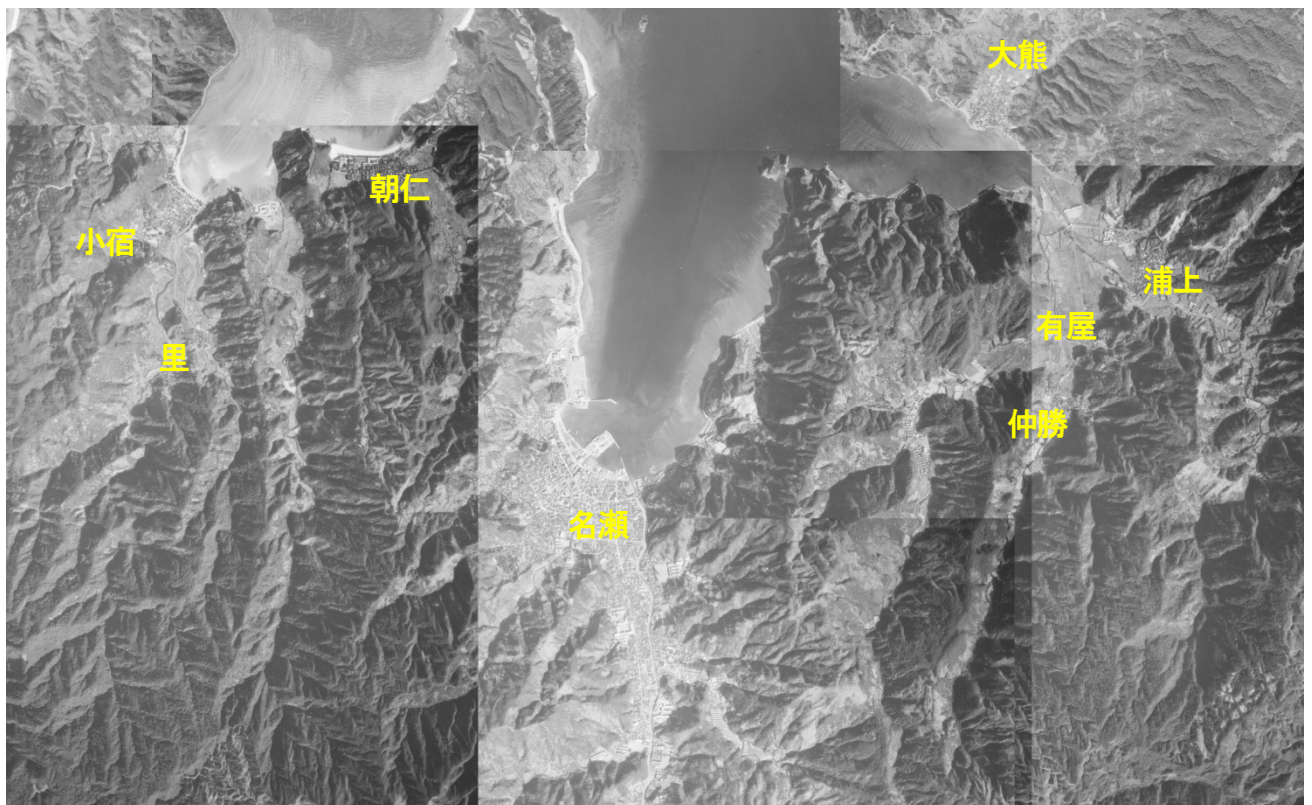
- 海岸線が複雑に入り組んだ奄美では、市街地・集落は、入り江を中心に形成されてきました。内陸には急峻な地形が広がっているため、入り江の間の移動は舟によることも多く、それぞれの集落ごとの独立性は非常に強いものでした。
- 戦後の人口が急激に増加した時期には、奄美の市街地は、埋め立て・土地区画整理事業などにより市街地整備が進められてきましたが、集落に隣接・集落を包含して進めてきたため、コミュニティや集落の文化、つながりが、今も維持されています。
- 今後のまちづくりにおいては、コンパクトシティをはじめ、住環境維持、災害への対策、福祉・子育てとの連携などの課題への対応が必要ですが、地域の事情により課題や対応方法は様々です。
- これらの課題にきめ細かく対応していくためには、地域のコミュニティ・つながりを活用して、地区ごとの課題解決のアプローチをしていくことが必要です。



地区ごとの課題解決アプローチ

持続可能な地域づくりに向け、市街地全体で規制誘導を行うこととともに、地区ごとに住民の話し合いを通じて、分野横断的に課題解決に取り組んでいきます

参考 50年前の名瀬周辺の様子：地区ごとに集落が点在し、現在の市街地の骨格となっています。



（国土地理院空中写真（1966年））

地区ごとのまちづくりの必要性

今なお強い地域のつながり

奄美の市街地は、埋め立て・土地区画整理事業などにより整備を進めてきたが、地区ごとに独立性が高く、コミュニティや集落の文化、つながりが、今なお維持。

新たな課題への多様なアプローチが必要

今後、人口減少下において、地域を持続させるため、新たな対応が求められるが、地域の事情により課題やその対応方法は様々。

地区ごとでの課題解決アプローチ

持続可能な地域づくりに向け、市街地全体で規制誘導を行うこととともに、集落・地区ごとに、住民の話し合いを通じて、分野横断的に課題解決に取り組む

②地区ごとのまちづくりの進め方 ー地区ミーティング（仮）の実施ー

- 地区ごとにまちづくりを進めるために、地区の住民が主体となって、行政や事業者等が協力する集まり（ミーティング）を設けます。
- ミーティングにおいて、地区ごとのまちづくり、将来のあり方を議論し、持続可能な地域づくりに取り組みます。例えば以下のような課題に対して、具体・詳細に、地元に着した住民ならではの目線で議論し、解決策を検討します。

特に、居住誘導区域の検討に際して、課題の残る個別地区については、残された課題への対応方策について重点的に議論することが必要です。

課題と解決方策の例) **土砂災害への危険性** ⇒公営住宅を中心に周辺危険区域の住民移転誘導

地区・集落の衰退 ⇒行政施設・民間施設の集約、用途・規制変更提案

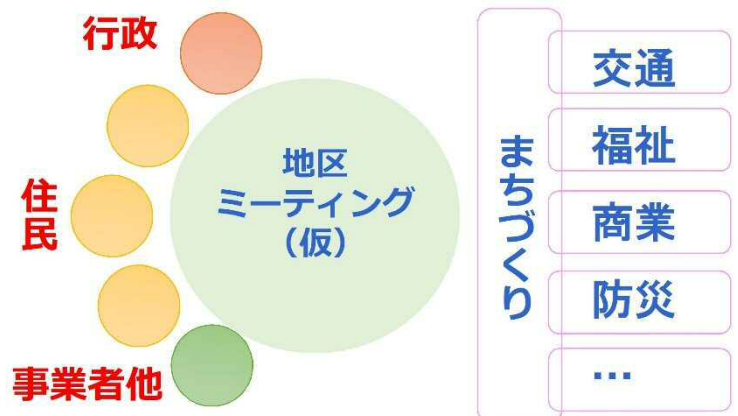
- 解決方策として必要であれば、例えば地区ごとに都市機能誘導区域を設定、誘導施設として小規模店舗を位置づけるなど、立地適正化計画の手法を活用していきます。

- 課題はまちづくりをきっかけとしますが、議論の動向によっては、交通、福祉、防災など分野横断的に取り組むことも十分考えられます。
- ミーティングを行う地区の単位は、コミュニティの観点から、町内会を最小単位として想定しています。

これも、課題の種類によってはより広域で対応すべきことも想定されるため、複数の町内会で合同開催するなど、柔軟に対応していきます。

なお、コンパクトシティ形成の観点から、当面、名瀬・上方・下方の市街地内において、環境の整った地区・課題の多い地区からはじめていくこととします。

地区ミーティング（仮）のイメージ



生活利便性における課題
住民目線で気づいた課題などを議論
まちづくりをきっかけに、分野横断型の課題解決に取り組む

○奄美市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

	所属団体等名称	職名	氏名
1	国立大学法人鹿児島大学工学部	准教授	小山 雄資
2	国立大学法人琉球大学工学部	准教授	小野 尋子
3	鹿児島県大島支庁	建設部長	上大田 孝成
4	奄美大島商工会議所	専務理事	川口 智範
5	奄美市通り会連合会	会長	恵 枝美
6	奄美市農業委員会	会長	吉 卓男
7	公益社団法人大島郡医師会	事務局長	有川 清貴
8	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	会長	福山 敏裕
9	奄美市老人クラブ連合会	会長	才田 一男
10	奄美市地域女性団体連絡協議会	名瀬支部長	松 まち子
11	奄美市名瀬町内会・自治会連合会	会長	進 文蔵
12	公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会	奄美支部長	師玉 俊朗
13	一般社団法人奄美自動車連合会	専務理事	村田 輝満
14	奄美市	総務部長	前田 和男
15	奄美市	保健福祉部長	奥田 敏文
16	奄美市	商工観光部長	武下 義広
17	奄美市	建設部長	橋口 義仁

○
◎

◎委員長, ○副委員長

○奄美市立地適正化計画策定 庁内幹事会名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	総務部総務課長	三原 裕樹	防災
2	総務部企画調整課長	山下 能久	総合計画・土地利用・景観
3	総務部財政課長	國分 正大	財政・公共施設管理計画
4	総務部プロジェクト推進課長	平田 宏尚	自然遺産・空き家対策
5	市民部市民協働推進課長	佐野 早苗	自治会・集会施設
6	保健福祉部福祉政策課長	石神 康郎	子育て施設
7	保健福祉部健康増進課長	徳永 明子	保健・医療
8	保健福祉部高齢者福祉課長	永田 孝一	高齢者福祉サービス
9	商工観光部商工情報課長	麻井 庄二	中心市街地・公共交通
10	農林水産部農林水産課長	栄 広久	農業振興地域・森林地域
11	建設部都市整備課長	竹元 康晴	公園・区画整理事業
12	建設部土木課長	保浦 正博	土木施設整備
13	建設部建築住宅課長	岡江 康裕	住宅整備・建築規制
14	上下水道部下水道課長	里 嘉郎	下水道施設
15	上下水道部水道課長	吉 郁也	水道施設
16	教育委員会事務局総務課長	徳永 恵三	学校教育施設

○事務局(建設部都市整備課まちづくり推進係)

	所 属	氏 名	備 考
1	都市整備課主幹兼まちづくり推進係長	中村 幸浩	
2	都市整備課まちづくり推進係主査	田川 正盛	
3	都市整備課まちづくり推進係主事	元井 雄大	

奄美市立地適正化計画

令和3年3月発行

鹿児島県奄美市 都市整備課